

令和5年度 公民館運営審議会資料

日 時：令和6年2月6日(火)午後2時から
場 所：Toyama Sakura ビル 5階 中会議室

[目次]

	頁
1 公民館設置状況	1 ~ 2
2 公民館利用状況	3 ~ 4
3 令和5年度主要施策に係る現状と課題	5 ~ 10
4 令和4年度事業実績報告書	11 ~ 13
5 その他資料	14 ~ 54

富山市教育委員会

社会教育施設

公民館

公民館設置状況

(令和5年12月末現在)

区分	公民館名	独併別	所在地	人口(人)	世帯数(世帯)	館長(人)	公民館主事(人)	建設年月	区分	公民館名	独併別	所在地	人口(人)	世帯数(世帯)	館長(人)	公民館主事(人)	建設年月
1	総曲輪	併	大手町6番14号	2,316	1,256	1	1	H1.12	24	豊田	併	豊田本町一丁目2番5号	15,389	6,669	1	2	H29.9
2	愛宕	併	愛宕町一丁目5番13号	4,746	2,385	1	1	S63.3	25	広田	併	新屋1番地3	9,755	4,650	1	1	S60.3
3	安野屋	併	安野屋町一丁目1番48号	2,691	1,323	1	1	S55.3	26	新庄	併	新庄町一丁目3番16号	12,555	5,888	1	2	H8.3
4	八人町	併	八人町5番17号	1,754	986	1	1	S61.3	27	新庄北	併	新庄本町二丁目4番11号	12,604	5,968	1	2	H22.1
5	五番町	併	辰巳町一丁目2番8号	3,469	1,861	1	1	H2.3	28	藤ノ木	併	藤木1246番地	16,456	6,896	1	2	S56.3
6	柳町	併	弥生町一丁目12番22号	5,886	3,210	1	1	H25.3	29	山室	併	中市二丁目8番76号	11,565	5,732	1	1	H11.2
7	清水町	併	清水町八丁目1番31号	4,005	2,049	1	1	H24.2	30	山室中部	併	山室荒屋84番地	11,363	5,002	1	2	S56.3
8	星井町	併	西中野町二丁目1番24号	2,559	1,343	1	1	H1.3	31	太田	併	太田351番地2	5,593	2,470	1	1	H26.3
9	西田地方	併	相生町5番17号	6,473	3,199	1	1	H6.3	32	蜷川	併	赤田50番地	13,451	6,322	1	2	S57.3
10	堀川	併	堀川小泉町一丁目18番13号	11,723	5,767	1	2	H21.5	33	新保	併	新保306番地1	5,571	2,537	1	1	S57.10
11	堀川南	併	本郷町243番地45	15,224	6,880	1	2	S56.3	34	熊野	併	悪王寺128番地	6,904	2,841	1	1	H28.9
12	光陽	併	二口町一丁目12番3号	8,815	4,346	1	2	H13.12	35	月岡	併	上千俵町509番地	6,173	2,700	1	1	S58.3
13	東部	併	石金一丁目2番13号	7,921	4,094	1	2	H12.7	36	四方	併	四方142番地1	3,239	1,435	1	1	H8.3
14	奥田	併	奥田新町3番1号	10,430	5,245	1	2	H28.8	37	八幡	併	八町東262番地	2,240	957	1	1	S61.7
15	奥田北	併	下新北町2番11号	8,034	3,802	1	1	R2.10	38	草島	併	草島143番地89	2,782	1,203	1	1	S55.3
16	桜谷	併	田刈屋279番地	5,660	2,548	1	1	S61.3	39	倉垣	併	布目3967番地	2,984	1,278	1	1	H29.6
17	五福	併	五福4431番地1	10,066	5,682	1	2	H20.5	40	呉羽	併	呉羽町2920番地	12,183	5,494	1	2	H24.3
18	神明	併	高田88番地9	4,036	1,808	1	1	S60.3	41	長岡	併	長岡9522番地3	3,989	1,782	1	1	R3.7
19	岩瀬	併	岩瀬御蔵町1番地	3,071	1,515	1	2	H17.2	42	寒江	併	本郷中部263番地	1,606	657	1	1	S59.3
20	萩浦	併	高島町二丁目11番36号	5,763	2,550	1	1	S59.3	43	古沢	併	古沢498番地	1,675	961	1	1	S57.12
21	大広田	併	東富山寿町二丁目1番14号	7,547	3,292	1	1	S62.3	44	老田	併	中老田216番地2	3,275	1,406	1	1	S57.3
22	浜黒崎	併	浜黒崎3295番地12	2,389	1,065	1	1	S59.3	45	池多	併	西押川1380番地1	974	394	1	1	S60.3
23	針原	併	針原中町901番地2	3,984	1,788	1	1	S55.3	46	水橋中部	併	水橋館町312番地1	3,256	1,555	1	2	H9.3

(令和5年12月末現在)

区分	公民館名	独併別	所在地	人口(人)	世帯数(世帯)	館長(人)	公民館主事(人)	建設年月	区分	公民館名	独併別	所在地	人口(人)	世帯数(世帯)	館長(人)	公民館主事(人)	建設年月
47	水橋西部	併	水橋辻ヶ堂129番地1	3,825	1,749	1	2	H18.10	72	仁歩	併	八尾町三ツ松14番地1	131	64	1	1	H18.3
48	水橋東部	併	水橋小池146番地1	1,785	793	1	1	H7.3	73	大長谷	併	八尾町内名88番地	46	33	1	1	H10.7
49	三郷	併	水橋小路34番地	3,763	1,698	1	1	H2.3	74	速星	独	婦中町砂子田1番地1	11,920	4,916	1	2	H14.10
50	上条	併	水橋石割73番地1	1,610	609	1	1	H9.3	75	鶴坂	併	婦中町上田島18番地1	11,772	4,823	1	1	H18.3
51	大沢野	独	高内365番地	10,853	4,752	1	2	R5.2	76	朝日	併	婦中町下条281番地	1,399	515	1	2	S59.3
52	大久保	併	下大久保1776番地1	7,853	3,146	1	2	H16.3	77	宮川	併	婦中町広田4178番地	2,194	798	1	2	H6.11
53	船峠	併	坂本482番地	1,947	1,018	1	2	*R4.4	78	婦中熊野	併	婦中町堀657番地	3,639	1,449	1	2	H1.3
54	小羽	併	小羽361番地	248	110	1	1	S52.10	79	古里	併	婦中町羽根6番地	3,709	1,524	1	2	H10.10
55	下夕北部	併	布尻991番地	162	68	1	1	S53.10	80	音川	併	婦中町外輪野6324番地1	1,253	481	1	2	H17.3
56	下夕南部	独	舟渡66番地	111	56	1	1	S54.11	81	神保	併	婦中町上吉川403番地1	4,911	1,819	1	2	H14.6
57	細入	併	楡原1128番地	896	383	1	2	R5.2	82	山田	併	山田湯880番地	1,256	500	1	1	R5.3
58	細入南部	併	猪谷851番地1	238	109	1	1	H23.6	83	速星公民館 笹倉分館	独	婦中町笹倉433番地	-	-	-	-	H5.11
59	上滝	独	上滝567番地	2,492	1,103	1	1	R5.2	84	細入公民館 北部分館	独	楡原1333番地1	-	-	-	-	H18.2
60	大庄	併	田島97番地1	4,745	1,871	1	1	H19.9	備考 単…単独の公民館 併…地区センターを併設 *については、大規模改修及び耐震補強を実施。								
61	小見	併	小見255番地13	472	222	1	1	H18.11									
62	福沢	併	東福沢3550番地	802	349	1	1	H13.3									
63	文珠寺	独	文珠寺1300番地4	203	93	1	1	S57.12									
64	牧	独	牧814番地	101	48	1	1	H10.12									
65	八尾	独	八尾町東町2108番地10	1,888	829	1	1	R2.2									
66	保内	併	八尾町新田101番地	6,734	2,918	1	2	*H23.3									
67	杉原	併	八尾町大杉12番地	6,572	2,476	1	2	*H24.3									
68	卯花	併	八尾町下笹原42番地1	738	313	1	2	S58.3									
69	室牧	併	八尾町中242番地	369	171	1	1	H18.11									
70	黒瀬谷	併	八尾町檜尾162番地	1,102	406	1	2	S56.10									
71	野積	併	八尾町水口242番地	600	295	1	2	H18.10									

公民館利用状況

(令和5年3月末現在)

区 分		R2年度(人)	R3年度(人)	R4年度(人) A	地区人口 B	1人あたり 利用回数 (A/B)
1	総 曲 輪	2,066	2,112	2,824	2,338	1.21
2	愛 宕	3,298	3,237	5,145	4,596	1.12
3	安 野 屋	2,194	1,937	2,575	2,726	0.94
4	八 人 町	1,854	1,782	2,353	1,767	1.33
5	五 番 町	2,800	3,094	4,041	3,452	1.17
6	柳 町	5,511	6,165	7,088	5,887	1.20
7	清 水 町	8,394	11,030	13,635	4,066	3.35
8	星 井 町	2,921	3,986	5,346	2,582	2.07
9	西 田 地 方	3,177	3,033	5,887	6,450	0.91
10	堀 川	13,235	21,330	15,151	11,782	1.29
11	堀 川 南	4,702	6,034	7,595	15,118	0.50
12	光 陽	6,111	9,221	8,071	8,921	0.90
13	東 部	6,031	8,582	9,458	8,070	1.17
14	奥 田	9,672	11,267	14,717	10,491	1.40
15	奥 田 北	6,905	11,047	12,988	8,035	1.62
16	桜 谷	2,042	2,712	4,027	5,681	0.71
17	五 福	3,603	3,400	4,340	9,911	0.44
18	神 明	2,241	3,094	3,783	4,048	0.93
19	岩 瀬	8,351	9,333	10,816	3,070	3.52
20	萩 浦	3,532	4,393	4,697	5,739	0.82
21	大 広 田	3,819	4,562	5,575	7,582	0.74
22	浜 黒 崎	1,476	1,282	1,744	2,426	0.72
23	針 原	977	1,435	1,840	4,022	0.46
24	豊 田	11,515	11,824	14,728	15,444	0.95
25	広 田	1,636	1,730	2,438	9,676	0.25
26	新 庄	6,584	6,982	10,608	12,603	0.84
27	新 庄 北	7,466	9,533	12,773	12,597	1.01
28	藤 ノ 木	4,457	5,028	7,579	16,383	0.46
29	山 室	5,550	7,205	9,089	11,573	0.79
30	山 室 中 部	2,959	3,414	4,507	11,373	0.40
31	太 田	3,525	3,649	6,747	5,628	1.20
32	蜷 川	7,917	8,321	12,275	13,543	0.91
33	新 保	5,053	6,720	7,297	5,523	1.32
34	熊 野	8,361	9,938	12,128	6,911	1.75
35	月 岡	3,830	3,960	4,998	6,231	0.80
36	四 方	6,715	9,281	8,648	3,241	2.67
37	八 幡	5,455	8,131	7,609	2,263	3.36
38	草 島	2,855	2,975	4,106	2,791	1.47
39	倉 垣	1,563	2,190	2,943	3,011	0.98
40	呉 羽	13,921	19,826	15,746	12,184	1.29

(令和5年3月末現在)

区 分		R2年度(人)	R3年度(人)	R4年度(人) A	地区人口 B	1人あたり 利用回数 (A/B)
41	長 岡	1,818	2,323	3,880	3,987	0.97
42	寒 江	2,097	2,829	3,764	1,624	2.32
43	古 沢	1,435	1,645	1,427	1,626	0.88
44	老 田	2,956	1,732	2,009	3,288	0.61
45	池 多	821	1,169	1,700	985	1.73
46	水 橋 中 部	5,630	8,618	9,316	3,320	2.81
47	水 橋 西 部	5,576	8,734	6,806	3,839	1.77
48	水 橋 東 部	2,033	4,078	4,829	1,806	2.67
49	三 郷	3,570	3,779	5,021	3,817	1.32
50	上 条	2,236	3,169	3,667	1,619	2.26
51	大 沢 野	1,212	1,286	1,516	10,974	0.14
52	大 久 保	488	467	660	7,753	0.09
53	船 峠	584	424	2,252	1,954	1.15
54	小 羽	551	536	633	251	2.52
55	下 夕 北 部	1,241	1,309	1,442	170	8.48
56	下 夕 南 部	1,206	891	1,065	115	9.26
57	上 滝	4,129	6,115	5,384	2,582	2.09
58	大 庄	9,605	11,546	11,508	4,788	2.40
59	小 見	1,345	1,535	1,589	486	3.27
60	福 沢	2,737	3,514	3,883	808	4.81
61	文 珠 寺	1,357	1,264	1,263	254	4.97
62	牧	431	555	642	59	10.88
63	八 尾	3,383	4,939	8,559	1,931	4.43
64	保 内	5,464	5,291	6,953	6,747	1.03
65	杉 原	6,318	9,796	9,066	6,624	1.37
66	卯 花	1,107	980	1,300	752	1.73
67	室 牧	559	805	599	376	1.59
68	黒 瀬 谷	712	783	934	1,115	0.84
69	野 積	4,931	4,694	6,826	612	11.15
70	仁 歩	311	420	864	134	6.45
71	大 長 谷	1,103	955	1,568	46	34.09
72	速 星	18,544	21,940	27,203	11,941	2.28
73	鶉 坂	16,272	19,789	18,021	11,852	1.52
74	朝 日	8,400	10,747	10,813	1,406	7.69
75	宮 川	5,026	6,539	6,894	2,228	3.09
76	婦 中 熊 野	5,237	6,878	6,139	3,626	1.69
77	古 里	4,824	6,788	5,815	3,766	1.54
78	音 川	2,679	4,683	5,155	1,273	4.05
79	神 保	7,111	10,708	8,380	4,878	1.72
80	山 田	1,191	3,362	3,989	1,282	3.11
81	細 入	1,710	1,907	3,017	910	3.32
82	細 入 南 部	1,041	1,257	1,364	250	5.46
計		353,255	445,554	505,630		

[令和5年度主要施策に係る現状と課題]

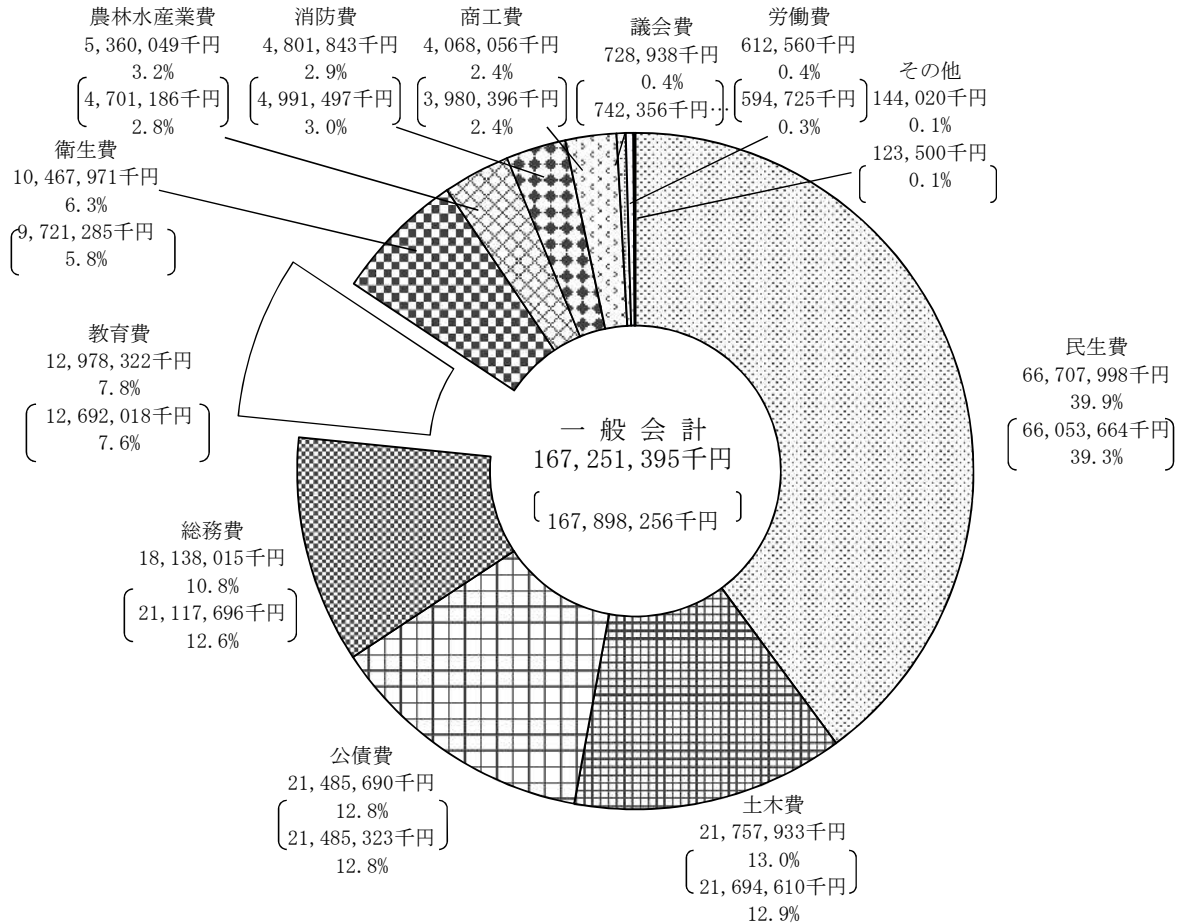
教育財政

I 令和5年度教育予算

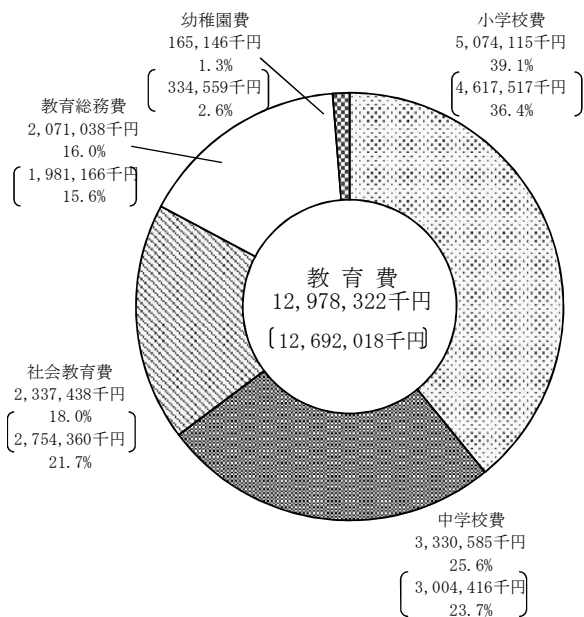
1 当初予算概要

[] 内は令和4年度

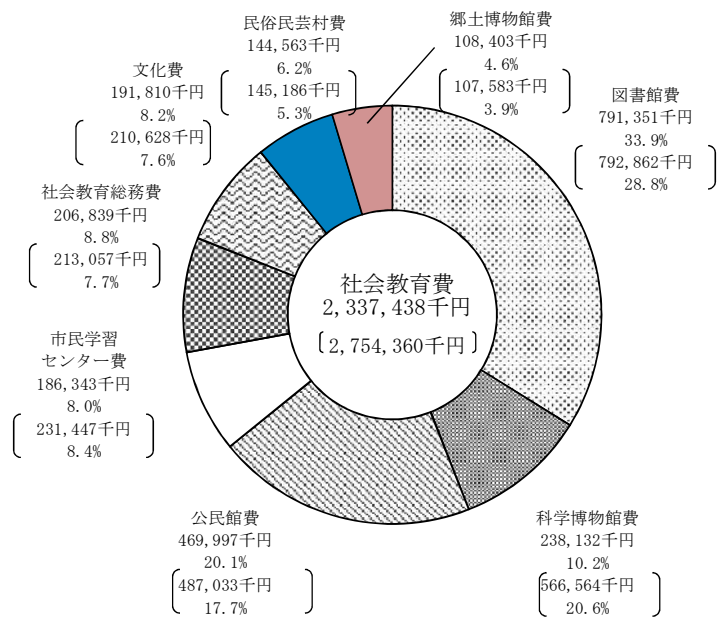
(1) 一般会計款別図表



(2) 教育費目的別構成図表



(3) 社会教育費目的別構成図表



公民館関係当初予算比較表

単位:千円

事業名	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減		備考
			(A)-(B)	率	
生涯学習推進事業費	14,096	14,474	▲ 378	▲ 2.6%	
うち子どもかがやき教室事業	9,746	10,019	▲ 273	▲ 2.7%	・実施地区、指導員数の減
うち人権教育推進事業	900	900	0	0.0%	
ふるさとづくり推進事業費	36,152	36,272	▲ 120	▲ 0.3%	
うち委託事業	10,880	10,660	220	2.1%	・補助金から委託料へ変更したことによる増(ふるさとづくり推進研修事業運営委託)
うち補助事業	25,272	25,612	▲ 340	▲ 1.3%	・補助金から委託料へ変更したことによる減(ふるさとづくり推進研修事業運営委託) ・人口減による減
公民館管理運営事務費	345,524	332,426	13,098	3.9%	
うち公民館関係職員人件費	294,138	282,707	11,431	4.0%	職員報酬、共済費及び職員費用弁償の増
公民館類似施設補助事業費	15,000	19,170	▲ 4,170	▲ 21.8%	実施予定調査に基づく減
公民館類似施設整備資金貸付事業費	0	12,500	▲ 12,500	▲ 100.0%	貸付希望調査に基づく減
公民館建設事業費	95,356	108,795	▲ 13,439	▲ 12.4%	船峯公民館工事完了による減
地域生涯学習支援事業費	14,117	14,142	▲ 25	▲ 0.2%	まちづくり講師指導者派遣事業費の減
計	520,245	537,779	▲ 17,534	▲ 3.3%	

令和5年度主要施策に係る現状と課題 (所属名 生涯学習課)

事業名 (予算額(千円))	概要	現状・課題																																																						
生涯学習推進事業費 14,096	<p>1. 子どもかがやき教室事業 9,746千円 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校の余裕教室や体育館、公民館などを活用し、子どもの居場所の確保を図り、地域住民が指導員となり、子どもたちの放課後や学校休業日における学習活動やスポーツ・芸術文化活動、地域交流活動を実施するもの。</p> <p>また、放課後子ども総合プラン運営委員会（PTA、健全育成関係者、学識経験者等で構成）を開催し、児童健全育成事業との連携を含めた効果的な運営の在り方について検討し、総合的な放課後対策の推進を図る。</p> <p><参考>各地域における教室数</p> <table border="1" data-bbox="461 1010 1106 1352"> <thead> <tr> <th>年度/ 地域</th> <th>富山</th> <th>大沢野</th> <th>大 山</th> <th>八 尾</th> <th>婦 中</th> <th>山 田</th> <th>細 入</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>26</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>24</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>21</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 人権教育推進事業 900千円 市民が地域社会における様々な活動の中で「人権」について学ぶことができるよう学習機会の充実を図る。</p> <p>3. その他生涯学習推進事業 3,450千円 (生涯学習推進普及啓発事業350千円、社会教育団体支援事業2,550千円、薬師岳美化行進事業493千円等)</p>	年度/ 地域	富山	大沢野	大 山	八 尾	婦 中	山 田	細 入	計	R5	26	3	2	3	6	1	1	42	R4	27	3	2	2	6	1	1	42	R3	24	3	2	3	3	1	1	37	R2	21	3	2	3	4	1	1	35	R1	27	3	2	4	5	1	1	43	<p>市内小学校区で実施。子どもの数の減少や指導員不足等により教室数が減ってきているが、多様な体験活動等それぞれの地域の実情に応じた事業を実施していく。</p> <p>人権フォーラムを開催し人権教育の啓発を図っている。</p> <p>壮年期自己啓発助成事業等の生涯学習普及推進啓発活動や各種社会教育関係団体の活動支援を行っている。</p>
年度/ 地域	富山	大沢野	大 山	八 尾	婦 中	山 田	細 入	計																																																
R5	26	3	2	3	6	1	1	42																																																
R4	27	3	2	2	6	1	1	42																																																
R3	24	3	2	3	3	1	1	37																																																
R2	21	3	2	3	4	1	1	35																																																
R1	27	3	2	4	5	1	1	43																																																

<p>ふるさとづくり 推進事業費 36,152</p>	<p>富山市ふるさとづくり推進連絡協議会に次の事業の委託・補助を行い、各地区におけるふるさとづくり事業の充実を図るもの。</p> <p>1. 委託事業 10,880千円 (1)ふるさとづくり推進会議運営委託(82地区) (2)公民館ふるさと講座開催委託(82地区) (3)ふるさとづくり推進研修事業委託 (11ブロック)</p> <p>2. 補助事業 25,272千円 (1)地域づくりふれあい総合事業補助金(82地区) (2)ふるさと活性化事業補助金 地区ふるさとづくり推進協議会が行う地域活性化に資する事業に対して助成する。</p> <p><参考>ふるさと活性化事業実施地区数の推移</p> <table border="1" data-bbox="529 936 1035 1184"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施地区数</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>9地区</td> <td>2,237,087円</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>6地区</td> <td>1,416,000円</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>8地区</td> <td>1,435,386円</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>11地区</td> <td>2,859,357円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 富山市ふるさとづくり推進連絡協議会 (団体補助金)</p>	年度	実施地区数	補助金額	R4	9地区	2,237,087円	R3	6地区	1,416,000円	R2	8地区	1,435,386円	R1	11地区	2,859,357円	<p>各地区ふるさとづくり推進協議会において、それぞれ特色ある事業を展開しており、コミュニティの形成など生涯学習の推進に効果を挙げている。参加する住民が固定されつつあり、幅広く参加者を募ることが課題となっている。</p> <p>地域住民が積極的に参画できる講座の開設や事業内容の充実、地域住民へのPR、IT技術の活用等により、コロナ渦で減少した利用者数を元の水準に引き戻し、地域住民の生涯学習機会の充実に努めていく。</p>
年度	実施地区数	補助金額															
R4	9地区	2,237,087円															
R3	6地区	1,416,000円															
R2	8地区	1,435,386円															
R1	11地区	2,859,357円															
<p>公民館建設事業費 95,356</p>	<p>1 蜷川公民館改築事業 [実施設計] ① 場所 赤田地内 ② 敷地面積 5,183.78㎡ ③ 延床面積 1,297.248㎡ (基本設計時)</p> <p>2 山室中部公民館改築事業 [基本設計及び実施設計] ※R5・6年度継続事業 ① 場所 山室荒屋新町地内 ② 敷地面積 1,753㎡ ③ 延床面積 600㎡(予定)</p>	<p>市立公民館の整備については、令和4年度に富山市内すべての公民館の耐震化工事が終了。その後は、施設の老朽化や地域のニーズ等を総合的に勘案しながら順次整備を進めていく。 (蜷川公民館、山室中部公民館)</p>															

公民館類似施設 建設補助事業費 15,000	公民館類似施設（自治公民館）の建設費等に対して補助金を交付する。	
公民館類似施設整備資金貸付事業費 0	公民館類似施設（自治公民館）の新築・改築等の整備を行う際に必要な資金の貸付を行う。 （令和5年度は希望する公民館なし）	
地域生涯学習支援事業費 14,117	自治公民館等に対する生涯学習活動の支援を行うことにより、地域の活性化を図る。 1 自治公民館活動推進事業 2 まちづくり講師・指導者派遣事業 3 生涯学習団体支援事業	地域に密着した生涯学習活動を促進するために、身近で参加しやすい環境づくりに努める。

(所属名 教育行政センター)

事業名 (予算額(千円))	概要	現状・課題
生涯学習推進事業費 493 (再掲：P8 その他 生涯学習推進事業)	薬師岳美化行進事業 ・青少年健全育成の一環として、引率指導員の派遣など関係団体の協力を得て「第39回薬師岳美化行進」を実施する。 (期日) 令和5年8月20日～21日 (募集人数) 中学生 20人 指導員 10人	市内全中学生を対象に、富山市の名峰「薬師岳」登山道周辺の美化活動を行いながら、山頂を目指す取組である。 「ふるさと富山美化大作戦」の一翼を担い、自然保護や環境保護意識の啓発を図る意義のある事業である。

[令和4年度事業実績報告書]

令和4年度事業実績報告

(所属名 生涯学習課)

事業名 (決算額(千円))	事業実績内容
<p>生涯学習推進事業費 10,437</p>	<p>1. 子どもかがやき教室事業 6,751千円 実施校区 42地区 地域別実施状況 ・富山 27地区 ・大沢野 3地区 ・大山 2地区 ・八尾 2地区 ・婦中 6地区 ・山田 1地区 ・細入 1地区</p> <p>2. 人権教育推進事業 643千円 ・人権フォーラム 講演会 受講期間 令和4年11月21日(月) 講師 渡部 陽一(ジャーナリスト) 演題 「戦場からのメッセージをあなたに ～ファインダー越しに見た命の現場～」</p> <p>3. その他生涯学習推進事業費 3,043千円 (生涯学習推進普及啓発事業174千円、社会教育関係団体支援事業2,531千円、薬師岳美化行進事業163千円等)</p>
<p>ふるさとづくり推進 事業費 35,860</p>	<p>1. 委託事業 10,596千円 (1) ふるさとづくり推進会議運営委託 (82地区) (2) 公民館ふるさと講座開催委託 (82地区) (3) ふるさとづくり推進研修事業委託 (11ブロック)</p> <p>2. 補助事業 25,264千円 (1) 地域づくりふれあい総合事業補助金 (82地区) (2) ふるさと活性化事業補助金 地区ふるさとづくり推進協議会が行う地域活性化に資する事業に対する助成・・・9地区で実施 (3) 富山市ふるさとづくり推進連絡協議会 856,800円×1団体(週4日勤務)</p>

事業名 (決算額(千円))	事業実績内容
公民館類似施設建設 補助事業費 12,994	1. 補助実績 (1) 新築・全面改築 3館 (2) 増築・改築 0館 (3) 修繕 16館 (4) 施設整備 0館
公民館類似施設整備 資金貸付事業費 10,000	1. 貸付実績 1件
公民館建設事業費 (現年分) 133,533 (通次繰越分) 68,190	1. 船峯公民館改築事業 [建設工事] ※R3・R4年度継続事業 2. 蜷川公民館改築事業 [基本設計] 3. 下新北町公園再整備事業 4. 旧八尾社会体育館敷地舗装工事
地域生涯学習推進 事業費 13,942	1. 自治公民館活動推進事業 ・自治公民館 695館 2. まちづくり講師・指導者派遣事業 ・件数 6件 3. 生涯学習団体支援事業 ・対象 2団体

(所属名：教育行政センター)

事業名 (決算額(千円))	事業実績内容
生涯学習推進事業費 163 (再掲)	薬師岳美化行進事業 ・第38回薬師岳美化行進 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日帰りで実施 (期日) 令和4年8月21日 (参加人数) 中学生 22人 スタッフ 11人

[そ の 他 資 料]

(1) 富山市子どもかがやき教室実施要項	15 ~ 16
(2) 子どもかがやき教室実施状況	17
(3) ふるさとづくり推進事業の概要	18
(4) 富山市公民館ふるさと講座実施要項	19 ~ 20
(5) 富山市公民館ふるさと講座実施状況	21 ~ 26
(6) 富山市地域づくりふれあい総合事業補助金交付要綱	27 ~ 28
(7) 富山市地域づくりふれあい総合事業実施状況	29 ~ 34
(8) 富山市ふるさと活性化事業補助金交付要綱	35 ~ 36
(9) 令和4年度ふるさと活性化事業実績	37
(10) 公民館 de つながるモデル事業	38
(11) とやま公民館学遊ネット	39
(12) 社会教育法(抜粋)	40 ~ 43
(13) 富山市公民館条例	44 ~ 50
(14) 富山市公民館条例施行規則	51 ~ 54

富山市子どもかがやき教室実施要項

1 趣 旨

市立公民館や学校の校庭や教室等に、安全・安心して活動できる子どもの居場所を設け、放課後や週末に継続的なスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施する。

2 主 催

富山市教育委員会

3 実施拠点

市教育委員会が指定した校区

4 対象者

市内在住の児童・生徒及び地域ボランティア

5 実施方法

(1)事業は、市教育委員会が指定する日から当該年度の3月31日までの学校休業日等を実施するものとする。

(2)市教育委員会は、この事業の登録申し込みに係る様式を別に定める。

6 活動場所

当該校区の小学校特別教室や体育館等

7 活動内容

子どもたちの多様な体験活動の支援や幅広い世代間とのふれあい交流支援につながる具体的な活動を行う。

(活動例)

- ・ 健康の保持増進、体力の向上を図る活動（ボール運動などの軽スポーツ）
- ・ 個性の伸長を図る活動（文化・創作活動等）
- ・ 自然とのふれあい活動（草花、川、丘陵の生物、地層などの観察等）
- ・ 地域の歴史・文化とのふれあい活動（伝統あそび、史跡調査等）
- ・ 地域の人々とのふれあい活動（祭り、踊り、地域行事への参加等）
- ・ 奉仕的な活動（手話、慰問のための作品創作、公園などの清掃等）
- ・ 社会教育施設等での体験学習（植物園や動物園、公園等での活動）

8 子どもかがやき教室の運営

(1)ふるさとづくり推進協議会、校区地域児童健全育成運営協議会、当該学校長及び教職員、PTA会員の代表、市立公民館長及び社会教育指導員、市立公民館利用団体の代表、自治振興会、その他地域団体の役職員等で運営する。

(2)子どもかがやき教室に係る事務は、当該校区の市立公民館で行う。

9 子どもかがやき教室指導者の配置

- (1) 子どもかがやき教室指導員として、活動指導員及び安全管理指導員を計5名配置する。なお、配置人数に関しては、開催状況や取組内容等、地域の実情に応じて柔軟に対応することができる。
- (2) 市教育委員会は、活動指導員の活動1回につき2,000円、安全管理指導員の活動1回につき1,200円の活動謝礼金を支払うものとする。

10 子どもかがやき教室指導員の役割

- (1) 活動指導員は、活動プログラムの実践や、ボランティアとして協力していただく人材の確保・調整、校区内の関係機関・団体との連絡調整を行う。
- (2) 安全管理指導員は、事業開始前、実施時における活動場所の巡回や事故発生時の対応など子どもたちの安全体制の確保や、活動プログラムの実施におけるサポート、保護者への相談対応等を行う。
- (3) 実施日ごとに「子どもかがやき教室事業実施報告書」（別紙様式）を作成し、市教育委員会へ提出する。

11 活動中の事故に対する補償

事業は市の主催事業とし、参加者及び指導員には、賠償責任保険及び傷害保険を適用する。

12 管理責任

- (1) 活動中及び開設場所への途上、帰宅途上に生じた事故については、市教育委員会が責任を負うものとする。但し、開設場所への途上及び帰宅途上においては合理的な経路（通学路）上にあるときに限るものとする。
- (2) 子どもかがやき教室指導員は、児童及び指導者の安全管理に努めるとともに、学校施設について開錠から施錠まで責任を持って管理するものとする。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

子どもかがやき教室実施状況

令和4年度

実施箇所数	42箇所
活動回数	747回
子ども参加数	13,979人
指導員数	2,251人
ボランティア数	924人

令和3年度

実施箇所数	37箇所
活動回数	628回
子ども参加数	9,112人
指導員数	1,769人
ボランティア数	667人

令和2年度

実施箇所数	35箇所
活動回数	503回
子ども参加数	6,655人
指導員数	1,374人
ボランティア数	471人

令和元年度

実施箇所数	43箇所
活動回数	868回
子ども参加数	16,807人
指導員数	2,811人
ボランティア数	2,672人

※ 令和5年度は、42箇所で開催中。

ふるさとづくり推進事業について

	公民館ふるさと講座	ふるさとづくり推進会議 運営事業	地域づくりふれあい総合 事業	ふるさと活性化事業
事業費	委託事業 120,000 円	委託事業 10,000 円	補助事業 事業費の 2/3 1 地区あたり人口規模に応 じて 150,000～500,000 円	補助事業 対象経費の 1/2 ただし要件を満たす場合 2/3(重点化) 上限 500,000 円
事業趣旨	市立公民館を拠点として、 生活に即する教育・学術及 び文化に関する事業（講 座）を系統的に実施し、地 域住民の学習意欲向上や 生きがいの充実及び、地域 の教育力向上を図る。	地域の特性を活かしたコ ミュニティ活動や地域住 民の連帯意識を高める生 涯学習の推進を図る。	地域住民の連帯感を深め、 学びと参加で豊かなふる さとづくりの実現を図る。	豊かで魅力ある、ふるさと づくりの実現を図るため 新 たに実施する事業 に対し 助成する
対象とな る事業例	(1) 社会的視野を広める 一般教養 ・教養講演会 ・社会見学 (2) 社会活動、実践活動を 高める学習 ・救急講習会 ・ゴミ分別学習 ・手話教室 (3) 家庭生活の考え方、生 き方を培う学習 ・人権講座 ・男女共同参画講座 (4) 実際の生活に役立つ 知識技能の習得を図 る学習 ・健康料理教室 ・身近な法律学習	・ふるさとづくり推進協議 会の相互の連携を図る 会議 ・校下諸団体の連携をもと に世代間交流事業を促 進する会議 ・子どもたちに多様な活動 の機会を提供するため、 学校・家庭・地域の連携 を図る会議	(1) 地域づくりに係る教 育的・文化的ふれあい 事業 ・文化祭 ・作品展 ・発表会 ・講演会 ・演劇、音楽等鑑賞会 (2) 世代間交流ふれあい 事業 ・納涼祭 ・社会見学 ・野外活動 ・映写会	(1)対象事業の主な事例 ・郷土史の編纂 ・地域資源マップの作成 ・地域資源学習会及び 調査・研究(史跡、獅子 舞など) ・防災学習会 ・地域安全マップの作成
事業に含 まないも の	・他団体等との金銭面での 合同開催によるもの(地 域づくりふれあい総合 事業の合同も含む)	・「ふるさとづくり推進事 業」の各事業実施に係る 直前に実施される打ち 合わせ会議など(各事業 費に計上してください)	・ふるさとづくり推進協議 会の団体としての事業 (総会、反省会等) ・他団体、機関より委託を 受けている事業	・他団体、機関より委託を 受けている事業
備考	市ふるさとづくり推進連絡協議会に委託		各地区ふるさとづくり推 進協議会に補助	希望する地区ふるさとづ くり推進協議会に補助 ・申請は5年に1度まで

富山市公民館ふるさと講座実施要項

1 趣旨

富山市立公民館を拠点として、地域住民に系統的・継続的な学習の場を提供し、市民の学習意欲を高め、生きがいづくりと、時代や地域に即したふるさとづくりを推進することにより、地域の教育力向上を目指すため、富山市公民館ふるさと講座を実施する。

2 実施方法

富山市ふるさとづくり推進連絡協議会へ委託する。

3 委託の条件

- (1) 講座の学習回数は6回以上、年間学習時間は10時間以上とする。また、1学習あたりの参加人数は10名以上であること。
 - ・ 人権教育の観点からの学習を1回以上行う。(男女共同参画、不登校やいじめ、外国人・障害者との共生社会の実現等。実施にあたっては、校区の女性団体等の関係団体と協議すること)
 - ・ 家庭教育に関する学習を2回以上行う。(内容についてはPTAと協議すること)
- (2) 開設場所は原則として市立公民館及び学校施設とする。
- (3) 講座実施の際、事業の概要及び予算が分かるものを提出する。
- (4) 実施の可否、委託金額については、講座の内容・規模等により、富山市教育委員会で決定する。

4 事業内容

生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を系統的に行うものであること。

- ① 社会的視野を広める一般教養
- ② 社会活動、実践活動を高める学習
- ③ 家庭生活の考え方、生き方を培う学習
- ④ 家庭教育の支援に関する学習
- ⑤ 環境問題に関する学習
- ⑥ 国際理解に関する学習
- ⑦ 人権教育に関する学習
- ⑧ 実際の生活に役立つ知識技能の習得を図る学習 等

※ ただし、一般的に学習の機会が多いもの(華道、茶道等の趣味教室に類するもの)は対象としません。また、地域づくりふれあい総合事業と内容が重複しないようにしてください。

5 委託事業費

1地区120,000円以内

6 整備書類

- (1) 事業記録(日誌等)
- (2) 事業企画等の会議資料
- (3) 経理簿
- (4) 学習プログラム、案内用チラシ、写真、その他

※ 場合により提出していただくことがあります。

留意事項

- (1) 講師謝礼金は、富山市の講演等に係る講師謝礼基準表に基づいて決定してください。

※ ただし当事業の運営関係者が講師となる場合は、謝礼金支払いの対象になりません。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

なお、公民館ふるさと「基本」講座実施要項、公民館ふるさと「選択」講座実施要項については廃止する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

令和4年度 公民館ふるさと講座

事業名		公民館ふるさと講座			
実施要項	市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・年間学習時間10時間以上 ・事業開催回数は6回以上 ・1学習あたり10人以上 ・人権教育1回、家庭教育2回以上 		
校下名	主な実施内容		実施回数	参加人数	男女 男女計
1	総曲輪	・七夕飾りづくり ・親子クッキング ・ガラスアクセサリーづくり ・そば打ち体験教室 ・和菓子作り ・和紙ちぎり絵 ・クリスマス飾りづくり・読み聞かせ、手形足形・味噌作り	10回	137人	31 106 137
2	愛宕	・ガラス制作体験 ・絵本の読み聞かせ ・テラリウム教室 ・和紙あかり教室 ・富山駅123年 ・かぶら寿司教室 ・高志の国文学館見学 ・味噌づくり教室	10回	189人	75 114 189
3	安野屋	・味噌づくり教室 ・タイルクラフト教室 ・陶芸教室 ・リース作り教室 ・親子で貯金箱作り ・スマートフォン教室 ・かぶら寿司教室 ・手毬づくり	12回	164人	32 132 164
4	八人町	・歩こう会 ・シルバー交通安全教室 ・タイルクラフト教室 ・健康教室 ・和紙ちぎり絵教室 ・フラワーアレンジメント教室 ・和紙ちぎり絵教室・フラワーアレンジメント教室 ・エコバッグペイント	7回	137人	38 99 137
5	西田地方	・救命救急講習会 ・陶芸教室 ・健康講演会 ・土人形絵付け体験教室 ・かぶら寿司づくり教室 ・スマートフォン教室 ・吹きガラス体験教室 ・お正月の門松作り教室 ・味噌作り教室	9回	188人	53 135 188
6	星井町	・布ぞうりづくり ・写真立て作り ・七夕飾りと綿菓子づくり ・藍の生葉染め体験 ・和紙あかり教室 ・熊手飾り教室 ・かぶら寿司作り ・味噌づくり体験 ・健康講座	9回	164人	39 125 164
7	五番町	・短冊づくり・シルバー交通安全教室 ・健康講座 ・健康づくり教室 ・フラワーアレンジメント ・鱒ずし作り	6回	190人	74 116 190
8	清水町	・健康教室 ・防災講座 ・カラーサンド教室 ・切り絵教室 ・寄せ植え教室	9回	205人	79 126 205
9	柳町	・給食見学会 ・健康講座 ・羊毛フェルト教室 ・災害対応の引き渡し訓練 ・就学時健康診断子育て講演会 ・かぶら寿司教室 ・吹きガラス体験 ・コケ玉作り	10回	355人	33 322 355
10	東部	・多肉植物寄せ植え教室 ・体育講演会 ・みそ作り教室 ・スポーツ吹き矢体験教室 ・ひょうたん絵付け教室 ・ポーラーセーツ教室 ・かぶらずし作り教室 ・ジェルキャンドル教室 ・給食参観	9回	345人	69 276 345
11	山室	・森林教室 ・ひまわりプロジェクト ・エコクラフトで小物づくり ・吹きガラス体験 ・親学び講座 ・ナチュラルリース作り ・かぶら寿司講座 ・寄せ植え講座 ・ミニかべかざり講座 ・マスクスプレー作り講座 ・年末フラワーアレンジメント ・みそ作り	12回	355人	53 302 355
12	山室中部	・ハーブ石鹸づくり ・押し花体験教室 ・三世代ふれあいクッキング ・がん予防 ・カラーサンド体験教室 ・フレイル予防講座 ・みそづくり教室 ・親学び講座	5回	137人	14 123 137
13	新庄	・寄せ植え教室 ・身体のゆがみをケア ・七宝焼き体験 ・男女共同参画講座 ・手話講座 ・まんだらラメアート ・かぶら寿司作り ・迎春アレンジメント ・健康教室 ・三世代ふれあいクッキング ・クリスマス会	12回	286人	57 229 286
14	新庄北	・七宝焼 ・K-POPダンス体操 ・七夕飾り ・レインボー体操講習会 ・多肉植物寄せ植え ・押し花しおり作り ・干支土人形絵付け教室 ・みそづくり教室 ・スクラッチアート	10回	275人	57 218 275
15	広田	・夏休みスノードーム作り教室 ・絵手紙教室 ・家庭教室講演会 ・ベジタブルカービングピクルス作り教室 ・かぶら寿司し造り教室 ・みそ作り居室 ・みそづくり講座	7回	498人	170 328 498
16	藤ノ木	・みそ作り教室 ・体操教室 ・走り方教室 ・ポーセラーツ体験教室 ・食品サンプル教室・かぶらずし作り教室 ・フラワーアレンジ教室	9回	195人	51 144 195
17	四方	・四方神社仏閣巡り ・四方音頭教室 ・フルーツカービングポンチ講座 ・フラワーBOX講座 ・睡眠と健康の知恵袋講座 ・寄せ植え講座 ・家庭教育学級	7回	138人	38 100 138

令和4年度 公民館ふるさと講座

事業名		公民館ふるさと講座			
実施要項	市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・年間学習時間10時間以上 ・事業開催回数は6回以上 ・1学習あたり10人以上 ・人権教育1回、家庭教育2回以上 		
	校下名	主な実施内容	実施回数	参加人数	男女 男女計
18	八幡	・七夕のつどい ・伝統的七夕 ・三世代クッキング ・カラーサンド教室 ・多肉寄せ植え教室 ・門松づくり教室 ・みそづくり教室 ・子供の成長との関わり方 ・伝承遊び・昔遊び	9回	223人	77 146 223
19	倉垣	・手づくりみそ教室 ・親子ふれあい活動 ・バランス食 ・とんぼ玉づくり ・がん予防食料理教室 ・フラワーアレンジメント ・親学び教室 ・ます寿司作り	8回	148人	20 128 148
20	草島	・マスコット作り ・水泳教室 ・陶芸教室 ・寄せ植え教室 ・学級保健委員会 ・かぶらずし教室 ・餅つき体験 ・ます寿司作り教室 ・みそ作り教室	10回	391人	154 237 391
21	五福	・スマホ教室 ・健康測定教室 ・陶芸教室 ・万華鏡作り教室 ・ジュニアリーダー研修会 ・サバイバルキャンプ ・クリスマスケーキ作り教室 ・フラワーアレンジメント教室 ・男女共同参画講座	8回	142人	51 91 142
22	桜谷	・学校保健委員会 ・フラポット教室 ・父と子の料理教室 ・食品サンプル教室 ・家庭教育学級講演会 ・インボディ測定会 ・フランス料理教室 ・みそづくり教室	8回	429人	179 250 429
23	神明	・布ぞうり教室 ・PTA家庭教育学級 ・三世代ふれあいクッキング講座 ・バランス食講座 ・認知症予防講座 ・おうちでのご栽培講座 ・お正月飾り教室 ・学校保健委員会 ・スマホ教室 ・寄せ植え教室	11回	182人	35 147 182
24	堀川	・新入児童保護者説明会 ・みそづくり教室 ・カラーサンド教室 ・版画教室 ・しあわせ紅茶教室 ・就学時検診 ・親学び講座 ・しめ縄飾りづくり ・健康講座 ・いちご狩り ・家庭教室講座	11回	444人	107 337 444
25	堀川南	・スパイス講座 ・相続税と贈与税の基礎知識 ・食品サンプル体験教室 ・スマホ教室 ・給食試食 ・親子ふれあい物づくり大変 ・カービング教室 ・みそづくり教室	12回	266人	59 207 266
26	蜷川	・みそ作り教室 ・七宝焼教室 ・家庭教育学級講演会 ・健康教室 ・ます寿司作り教室 ・ちぎり絵教室 ・家庭教育学級講演会 ・パン教室 ・スマートフォン教室 ・しめ縄作り教室 ・家庭教育学級美化活動	11回	1,075人	467 608 1,075
27	太田	・ソーシャルディスタンス隊 ・園芸教室 ・親子クラフト教室 ・防災講演会 ・コロナに負けるなマルシェ ・かぶら寿司教室 ・スマートフォン教室 ・寄せ植え教室	9回	500人	275 225 500
28	熊野	・七夕飾り作り ・押し花教室 ・花いっぱいコンクール ・和紙あかり教室 ・お正月飾り教室 ・干支の絵付け教室 ・フラワーアレンジ教室 ・ねむり家講座	8回	157人	38 119 157
29	月岡	・フレイル予防講座 ・ガラス制作体験教室 ・スマートフォン教室 ・手芸教室 ・秋の音楽鑑賞 ・多肉植物寄せ植え ・みそづくり教室	7回	181人	65 116 181
30	新保	・防犯用の護身術体験 ・手芸教室 ・ポーセラーツ教室 ・家庭教育学級 ・ミルフィオリ ・健康づくり栄養講座 ・ます寿司体験教室 ・かぶら寿司教室 ・そば打ち教室	14回	426人	125 301 426
31	光陽	・みそ作り教室 ・七夕飾り作り ・救命救急講座 ・パルーンアート教室 ・パンマグネット教室 ・スマホ教室 ・ウッドリースアレンジメント教室 ・土人形絵付け教室 ・和菓子作り教室 ・インターネット講座 ・生前整理講演会 ・笑いヨガとお楽しみ会	13回	587人	179 408 587
32	岩瀬	・寄せ植え教室 ・ヨガ教室 ・手芸教室 ・フラワーアレンジメント教室 ・みそ作り教室	6回	76人	1 75 76
33	大広田	・珈琲をたのしみましょう ・スマホ教室 ・子育てアドバイス講座 ・親学び講座 ・ポーラセーツ教室 ・かぶら寿司教室 ・熊手アレンジ教室 ・みそづくり教室	8回	193人	33 160 193
34	浜黒崎	・マグネット作り ・バターチキンカレー作り ・草木染め教室 そば打ち体験教室 ・お正月の寄せ植え講習会 ・みそづくり教室 ・スマホ教室 ・交通安全指導研修会 ・田植え体験会 ・学校保健委員会 ・立山登山研修会 ・家庭科裁縫学習 ・稲刈り体験 ・音楽鑑賞会 ・親学び講座	18回	608人	239 369 608

令和4年度 公民館ふるさと講座

事業名		公民館ふるさと講座			
実施要項		市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。	・年間学習時間10時間以上 ・事業開催回数は6回以上 ・1学習あたり10人以上 ・人権教育1回、家庭教育2回以上		
校下名		主な実施内容	実施回数	参加人数	男女計
35	萩浦	・江戸風鈴絵付け教室 ・天然石アクセサリ講座 ・親学び講座 ・ジェルキャンドル講座 ・スマホ教室 ・トートバッグ教室 ・ちりめん布で作るお雛様押絵講座	8回	115人	12 103 115
36	針原	・AED講習会 ・食品サンプル作り ・親学び講座 ・親子ソーパークーピング教室 ・羊毛フェルト教室 ・お正月の花アレンジ教室・みそづくり教室	11回	111人	10 101 111
37	豊田	・タンポポ実験室 ・生け花 ・七夕まつり ・生前整理講座 ・フルーツカービング教室 ・和紙ちぎり絵 ・お正月飾り工作 ・スマホ教室 ・クリスマス工作 ・キャッシュレス決済教室 ・薬よもやま話	13回	261人	67 194 261
38	奥田	・念珠プレスレットづくり ・親子文化教室 ・市民講座口腔ケア ・有峰日帰り語り部講座 ・認知症サポーター講座 ・日帰りバスツアー ・ペーパークラフト講座 ・かぶら寿司教室 ・中国茶を楽しもう ・介護保険講座 ・ます寿司づくり教室 ・みそづくり教室	13回	741人	281 460 741
39	奥田北	・多肉植物の寄せ植え教室 ・家庭教育学級 ・ふるさと芸能教室 ・3世代ふれあいクッキング ・健康講座 ・ハロウィン塗り絵 ・螺細工アクセサリ教室 ・アロマ除菌スプレー作り ・革小物作り ・正月花アレンジ教室・みそづくり教室	12回	377人	85 292 377
40	呉羽	・体操教室 ・親学び講座 ・初心者向けスマホ教室 ・ラベンダースティック教室 ・男女共同参画講座 ・カレー&スパイス教室 ・ハーブ寄せ植え教室 ・ポーラーセーツ教室 ・かぶら寿司教室 ・体育講演会 ・しめ縄飾り作り教室 ・干支人形作り教室 ・ちびっこ運動教室	16回	405人	53 352 405
41	古沢	・農業体験 ・仏事のマナーと金箔押し体験 ・夏のお菓子作り ・教育講演会 ・農業体験 ・造形盆栽教室 ・食品サンプル体験 ・かぶら寿司教室 ・そばうち教室 ・みそづくり教室	10回	180人	38 142 180
42	老田	・ガラスのこいのぼり作り ・エコクラフトバッグ作り教室 ・カラーサンド作り教室 ・七宝焼き体験教室 ・秋の寄せ植え教室 ・家庭教育学級	7回	107人	33 74 107
43	寒江	・とんぼ玉 ・学校保健委員会 ・フルーツカービング ・サマースイミング ・スマートフォン教室 ・ハーブ寄せ植え ・親学び講座 ・ウィークエンド・コンサート ・お正月かざり	10回	260人	83 177 260
44	長岡	・みそづくり講座 ・バスで行く環境講座 ・寄せ植え教室 ・かぶら寿司教室 ・男女共同参画講座 ・長岡の歴史 ・家庭教育学級	9回	210人	89 121 210
45	池多	・花づくり教室 ・教養講座 ・家庭教育学級 ・苔玉作り体験 ・干支の絵付け体験教室 ・生け花教室 ・ガラス制作体験教室 ・詩吟教室	9回	119人	36 83 119
46	水橋中部	・スマホ教室 ・念珠プレスレット教室 ・七味唐辛子教室 ・かぶら寿司教室 ・しめ縄飾り作り教室 ・みそづくり教室 ・男女共同参画講座 ・学校保健委員会講話 ・親学び講座	9回	279人	106 173 279
47	水橋西部	・ポーラーセーツ教室 ・Xmasナチュラルリーススワッグ教室 ・ウィークエンド・コンサート ・ます寿司体験教室 ・水橋西部小学校講座	5回	121人	37 84 121
48	水橋東部	・つまみ細工体験教室 ・おわら踊り体験教室 ・手作りストラップキット配布 ・眼鏡ケース作り教室 ・ファブリックケース作り教室 ・つまみ細工教室	6回	96人	5 91 96
49	三郷	・布雑貨づくり体験教室 ・ポーラーセーツ教室 ・バランス食料理教室 ・編物教室 ・健康教室 ・カラーサンド教室 ・水引アクセサリ体験 ・三世代ふれあいクッキング ・ハーブティー講座 ・お正月の生花教室 ・アロマセラピー教室	15回	157人	3 154 157
50	上条	・野菜くずでドレッシング ・チャイルドクッキング ・英語影絵講演 ・草木染め教室 ・スパイスから作るチキンカレー ・リースづくり ・樹脂粘土で干支作り ・整理整頓講座 ・熊手づくり教室 ・そば打ち教室 ・味噌作り	11回	173人	36 137 173
富山地域 計			488回	13,698人	4,041 9,657 13,698
平均			9.8回	274.0人	80.8 193.1 274.0

令和4年度 公民館ふるさと講座

事業名		公民館ふるさと講座			
実施要項	市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・年間学習時間10時間以上 ・事業開催回数は6回以上 ・1学習あたり10人以上 ・人権教育1回、家庭教育2回以上 		
校下名	主な実施内容		実施回数	参加人数	男女計
					男 女 男女計
1	大沢野	・軽体操とストレッチ ・ウォーキング教室 ・癒しのヨガ ・気功を学ぶ ・ファブリックパネル作り ・ビーズのブローチ ・スマホ教室 ・かぶら作り教室 ・土人形絵付け ・羊毛フェルト教室 ・健康教室 ・教育講演会	17回	458人	77 381 458
2	大久保	・体成分測定&健康体操 ・ふれあい探検バスツアー ・多肉植物寄せ植え講座 ・ワクワク子供活動Ⅰ・Ⅱ ・子ども卓球教室Ⅰ・Ⅱ ・かぶら寿司手作り ・かるた・百人一首練習会 ・三世代交流会 ・フラワーアレンジメント教室	14回	254人	66 188 254
3	船峯	・寺家三十三観音巡り ・マクラメ作り ・あきらめないがん治療 ・スノードーム作り ・ジェルキャンドル作り ・コットンボール ・鍋敷き作り ・ハロウィンのお菓子作り ・水引細工 ・クリスマスリース作り ・クリスマスの寄せ植え ・書初め教室 ・御前山トレッキング ・三世代みそ作り教室 ・水引キーホルダー	16回	274人	73 201 274
4	小羽	・高齢者学級 ・家族でみそ作り ・革でマスクケース作り ・楽しくダンス講座 ・かぶら寿し講座 ・クリスマスと万華鏡作り ・そば打ち体験	8回	160人	74 86 160
5	下タ北部	・ヨガ教室 ・平和の鐘を鳴らそう ・ますの寿司作り体験教室 ・パークゴルフ大会 ・食品サンプル体験教室 ・かがり作り教室 ・卓球大会	7回	181人	63 118 181
6	下タ南部	・ますの寿司作り体験教室 ・寄せ植え教室 ・さまざまな感染症について ・パークゴルフ大会 ・健康講話 ・食品サンプル作り教室 ・和紙ちぎり絵教室 ・フラワーアレンジメント教室 ・三世代ふれあいクリスマス ・冬のわくわく教室 ・生け花教室	12回	203人	56 147 203
7	細入北部	・ほそいり将棋教室 ・みそ作り体験教室 ・ほそいり郷土史講座 ・平和の鐘を鳴らそう ・木彫体験教室 ・草木染体験教室 ・ほそいり写真教室 ・親子ふれあいビーチボール大会	8回	278人	151 127 278
8	細入南部	・寄せ植え教室 ・健康教室 ・バランス食とからだにやさしい食生活 ・音楽セラピー ・食品サンプル体験教室 ・クリスマス会 ・フラワーアレンジメント教室	8回	109人	15 94 109
大沢野・細入地域 計			90回	1,917人	575 1,342 1,917
平均			11.3回	239.6人	287.5 671.0 239.6
1	上滝	・子供生花教室 ・朗読会 ・親子料理教室 ・手捏ねパン教室 ・人権教育講座 ・丸山美由紀ピアノリサイタル ・人権教育講座 ・家庭教育学級講演会	14回	262人	96 166 262
2	大庄	・らくらく貯筋体操 ・プリザーブドフラワー ・革細工教室 ・平のます寿し ・親と子のもの作り ・笑いの演芸 ・みょうが寿しとちらし寿しの作り方 ・松竹梅 ・アクリルスクラッチアート ・特殊詐欺について	10回	261人	81 180 261
3	小見	・藍の苗植え教室 ・カラーリング講習会 ・男女仲良く料理教室 ・藍のたたき染めとクッキー教室 ・生花でリース教室 ・お正月寄せ植え教室	7回	104人	23 81 104
4	福沢	・味噌作り教室 ・スノードーム体験教室 ・健康教室 ・吹きガラス体験教室 ・認知症予防体操教室 ・auPAY・d払い使い方教室 ・サポカー同乗体験教室 ・かぶら寿司教室 ・茶道教室 ・カラーサンド教室	11回	204人	86 118 204
5	文珠寺	・いきいき健康体操教室 ・多肉植物寄せ植え教室 ・健康教室 ・スマホ教室 ・笑いヨガ教室 ・消費生活教室 ・つまみ細工 ・ハンギングフラポット寄せ植え ・睡眠と健康の知恵袋 ・クラフト手芸 ・カラーサンド教室	13回	104人	24 80 104
6	牧	・健康講座 ・介護予防教室 ・食生活講座 ・いきいき脳トレ教室 ・シルバー交通安全教室 ・大人の塗り絵教室 ・クラフトブローチ教室 ・羊毛フェルト教室	8回	108人	25 83 108
大山地域 計			63回	1,043人	335 708 1,043
平均			10.5回	173.8人	55.8 118.0 173.8

令和4年度 公民館ふるさと講座

事業名		公民館ふるさと講座			
実施要項	市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・年間学習時間10時間以上 ・事業開催回数は6回以上 ・1学習あたり10人以上 ・人権教育1回、家庭教育2回以上 		
校下名	主な実施内容		実施回数	参加人数	男女 男女計
1	八尾	・味噌づくり教室&椅子を使い運動教室 ・アロマスプレー教室 ・大人かわいいビーズアクセサリー教室 ・がん予防 ・組子細工 ・フラワーアレンジメント教室 ・味噌作り教室&男女共同参画講座	7回	139人	12 127 139
2	保内	・造形盆栽体験教室 ・ガラス制作体験教室 ・土人形絵付け体験教室 ・かぶら寿司作り教室 ・羊毛フェルト教室 ・お正月の寄せ植え教室 ・フラワーアレンジメント教室 ・味噌作り教室	8回	239人	32 207 239
3	杉原	・いきいきサロン ・健康ウォーク ・食品サンプル作り ・クリスマスケース作り ・ニュースポーツ体験 ・魚のさばき方教室	7回	206人	71 135 206
4	卯花	・健康教室 ・交通安全教室 ・和紙あかり教室 ・カラーサンド教室を作ろう ・ノルディックウォーキング ・こけ玉教室 ・寄せ植え教室 ・親子スキー教室	8回	170人	38 132 170
5	室牧	・オーラルフレイル ・フラワーアレンジメント教室 ・里芋植付 ・落語会	3回	70人	32 38 70
6	黒瀬谷	・ヨガ教室 ・つまみ細工教室 ・樫尾大学で学ぼう ・アートフラワー教室 ・ガラス制作体験教室 ・親子でピザ作り教室 ・お正月フラワーアレンジメント教室 ・子ども落語会	8回	208人	66 142 208
7	野積	・ヨガ教室 ・和紙あかり教室 ・親子陶芸教室 ・親子体験教室 ・花火安全教室 ・陶芸教室 ・おいしい珈琲の淹れ方教室 ・聞法の集い ・防犯安全教室	9回	159人	59 100 159
8	仁歩	・農機具研修 ・ビーズアクセサリー教室 ・食品サンプルづくり教室 ・太極拳教室 ・干支の絵付け教室 ・ラジオ体操教室 ・フラワーアレンジメントとしめ縄教室 ・味噌作り教室	8回	110人	32 78 110
9	大長谷	・ヨモギ餅作り ・美化活動 ・かぼちゃコロケ ・認知症予防・知育 ・漬物・保存食教室	5回	102人	40 62 102
八尾地域 計			63回	1,403人	382 1,021 1,403
平均			7.0回	155.9人	42.4 113.4 155.9

令和4年度 公民館ふるさと講座

事業名		公民館ふるさと講座			
実施要項	市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・年間学習時間10時間以上 ・事業開催回数は6回以上 ・1学習あたり10人以上 ・人権教育1回、家庭教育2回以上 		
	校下名	主な実施内容	実施回数	参加人数	男女計
1	速星	<ul style="list-style-type: none"> ・フラポット寄せ植え教室 ・子どもふれあい自然体験 ・ふるさと探訪 ・フラポット寄せ植え教室 ・食品サンプル作り ・しめ縄作り教室 ・ミニ門松づくり教室 ・親子茶道教室 	9回	196人	72 124 196
2	鵜坂	<ul style="list-style-type: none"> ・春の寄せ植え教室 ・リズム体操教室 ・リフレッシュヨガ教室 ・睡眠と健康の養成講座 ・ちぎり絵教室 ・かぶら寿司に挑戦 ・己書体験教室 ・正月なま花のアレンジメントに挑戦 ・味噌作り体験教室 	9回	142人	13 129 142
3	朝日	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 ・三世代料理教室 ・親子工作教室 ・健康づくり講演会 ・フラワーアレンジメント教室 ・教養講座 ・男の料理教室 	5回	135人	52 83 135
4	宮川	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー交通安全教室 ・歩こう会 ・緑化交流花植え教室 ・健康講演会 ・文化講演会 ・松木剪定講習会 ・福寿学級 ・男女共同参画活動紹介 ・親子工作教室 ・雪吊り講習会 ・味噌作り教室 	13回	376人	194 182 376
5	婦中熊野	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回シルバー交通安全教室 ・健康と睡眠講座 ・女性部陶芸体験教室 ・認知症予防講座 ・オリジナルクリスマスツリー ・吹きガラス体験 	7回	144人	63 81 144
6	古里	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級 	6回	237人	122 115 237
7	音川	<ul style="list-style-type: none"> ・吹きガラス体験 ・電動ろくろ陶芸教室 ・レザークラフト教室 ・スマホ教室 ・文化教養講演会 ・ソーセージ教室 ・酒のあて作り教室 ・正月生花のアレンジメント教室 ・味噌作り教室 ・音川教室づくり教室 	21回	339人	43 296 339
8	神保	<ul style="list-style-type: none"> ・手作り教室 ・親子ヨガスーツづくり ・健康教室 ・クリスマスリースづくり ・パン作り教室 ・市政報告と男女共同参画講座 	6回	126人	56 70 126
9	山田	<ul style="list-style-type: none"> ・稚鮎の放流 ・親子のできる運動体験 ・スワッグ作り教室 ・生活習慣予防 ・人形劇観劇 ・多肉植物寄せ植え教室 ・ミニ門松作り教室 ・身近な野菜で西洋料理に挑戦 	8回	187人	58 129 187
婦中・山田地域 計			84回	1,882人	673 1,209 1,882
平均			9.3回	209.1人	74.8 134.3 209.1
全地域 合計			788回	19,943人	6,006 13,937 19,943
全地域 平均			9.6回	243.2人	73.2 170.0 243.2

富山市地域づくりふれあい総合事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市地域づくりふれあい総合事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地域づくりの振興を図るため、校区ふるさとづくり推進協議会（以下「協議会」という。）が行う地域づくりふれあい総合事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる地域づくりふれあい総合事業は、協議会が地域住民の連帯感を深め、学びと参加で豊かなふるさとづくりの実現を図るために行う事業で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 地域づくりに係る教育的、文化的ふれあい事業（文化祭、作品展、発表会、演劇・音楽等鑑賞会など）
- (2) 世代間交流ふれあい事業（納涼祭、社会見学、野外活動、映写会など）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の事業に要する経費の3分の2とする。ただし、1協議会当たり、次の表の区分に応じた額を上限とする。

公民館区域内の人口	補助金の上限額
(1) 14,000人以上	50万円以内
(2) 12,000人～13,999人	45万円以内
(3) 10,000人～11,999人	40万円以内
(4) 7,000人～9,999人	35万円以内
(5) 5,000人～6,999人	30万円以内
(6) 3,000人～4,999人	25万円以内

(7) 1,000人～ 2,999人	20万円以内
(8) 999人以下	15万円以内

2 前項の表の人口は、前年度の10月31日における住民基本台帳に基づく人口によるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書 (様式第1号)
- (2) 収支予算書 (様式第2号)
- (3) 協議会委員名簿 (様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 (様式第4号)
- (2) 収支決算書 (様式第5号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

令和4年度 地域づくりふれあい総合事業

事業名		地域づくりふれあい総合事業		
実施要項	地区ふるさとづくり推進協議会が地区住民の連帯感を深め、学びと参加で豊かなふるさとづくりの実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土に根ざした伝統の継承発展（郷土芸能・料理等） ・生活に結び付く活動（健康づくり、草花栽培、美化運動等） ・教養・趣味講座（講演会、読書、俳句、音楽等） ・住民ふれあい活動（敬老会、ふれあい広場、文化祭等） 		
校下名	主な実施内容		実施回数	参加人数
1	総曲輪	・フレイル予防体操 ・春の花壇づくり ・ウォークラリー総曲輪 ・ふれあい夏祭り ・文化展&健康展 ・ウィークエンドコンサート ・かぶら寿司教室	7回	690人
2	愛宕	・あたごサマータイム ・歩こう会 ・秋を彩る愛宕文化祭 ・健康まつり ・愛宕ふれあい朝市	5回	1,997人
3	安野屋	・健康ウォーキング ・健康教室 ・社会見学 ・ウィークエンドコンサート ・公民館美化デー ・文化祭 ・健康展 ・男性料理教室 ・レクリエーション	11回	450人
4	八人町	・納涼ふれあい広場 ・三世代交流 餅つき大会 ・三世代交流 ふれあい広場	3回	425人
5	西田地方	・春季親善パークゴルフ大会 ・納涼ふれあいの広場 ・敬老会 ・秋季親善パークゴルフ大会 ・ふれあい文化祭 ・菊花展 ・歩こう会 ・ボウリング大会	8回	799人
6	星井町	・ミニ歩こう会 ・早朝ウォーキング（第1回～第4回） ・春のふれあい見学会 ・三世代ふれあい歩こう会 ・ニュースポーツ体験会 ・文化祭・健康展 ・公民館大掃除 ・ふれあいボウリング大会 ・ふれあい雪を楽しむ会 ・三世代ふれあいおはぎ作り教室 ・魚のさばき方	15回	580人
7	五番町	・お花見の会 ・鯉のぼり掲揚 ・サマーフェスティバル ・三世代グラウンドゴルフ ・文化展・健康展 ・秋の歩こう会 in立山 ・子どもたちの文化祭 ・バスハイク	6回	568人
8	清水町	・健康ウォーキング ・マイナンバーカード ・清水町地区フェスティバル ・ウィークエンドコンサート ・健康ウォーキング ・健康展 ・公民館大掃除	7回	809人
9	柳町	・文化祭 ・柳町校下ふるさとまつり ・柳町校下ウォーキング ・健康づくり展 ・成人式	5回	457人
10	東部	・花見ウォークとうぶ ・グラウンドゴルフ大会 ・カローリング大会 ・親子料理教室 ・東部児童絵画教室 ・社会見学会 ・男女参画講演会 ・秋のウォークとうぶ ・文化祭 ・子育てサロン「東部ママ広場」 ・夢の森子ども茶会	12回	1,010人
11	山室	・初夏の寄せ植え体験 ・やまむろちい散歩 ・ふるさと防災講座事業 ・世代間交流グラウンドゴルフ ・エールキャンドルナイト ・ふるさと探訪 ・子どもプチカーニバル・プチマルシェ ・文化祭 ・敬老脳トレ抽選会 ・地域間交流	11回	4,166人
12	山室中部	・3世代輪投げ大会 ・3世代ふれあいボウリング大会 ・えがおであそぼうワイワイフェスティバル ・文化祭 ・ふるさと探訪ウォークラリー ・ふれあい活動	5回	643人
13	新庄	・地元を再発見しよう ・短冊に願いを込めて ・健康スポーツ講座 ・納涼フェスタ2022 in新庄 ・ポラーセーツ教室 ・吹きガラス体験 ・ふれあい探訪バスツアー ・ウィークエンド・コンサート	16回	794人
14	新庄北	・新庄北ふるさとウォーク ・新庄北なごみの集い ・オータム祭 ・健康展 ・地域ふれあいコンサート ・園芸教室	6回	1,836人
15	広田	・校下環境美化運動 ・広田ふれあいウォーキング ・地下道クリーン作戦 ・女性大学 ・コスモス街道 ・校下環境美化運動 ・フラポット教室 ・文化祭&秋の収穫祭 ・成人式	9回	609人
16	藤ノ木	・サマーフェスティバルミニ2022 ・万華鏡、フォトフレーム作り ・お絵描きペン立て制作 ・手ぬぐい折り染め、エコバッグ作り ・キラキラプレスレット・ボトルの制作 ・不思議なハーバリウムの制作 ・三世代間交流健康ウォーク ・ふれあいゴルフ ・健康づくり展 ・施設見学会 ・ウィークエンドコンサート ・冬のフェスティバル	11回	1,667人
17	四方	・美化奉仕活動 ・鮎稚魚放流 ・親子ふれあい交通安全教室 ・立山登山 ・鮎つかみ取り ・ふれあいの会 ・公民館利用者懇談会 ・二十の集い ・左義長 ・講演会「映画の誘致と地域振興」 ・男性料理教室 ・卒業生応援企画	12回	678人
18	八幡	・花いっぱい活動 ・チャレンジポッチャ体験会 ・敬老感謝のスタンドライト配布 ・文化作品展 ・ミニ健康フェスティバル ・成人式	6回	864人

令和4年度 地域づくりふれあい総合事業

事業名		地域づくりふれあい総合事業		
実施要項	地区ふるさとづくり推進協議会が地区住民の連帯感を深め、学びと参加で豊かなふるさとづくりの実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土に根ざした伝統の継承発展（郷土芸能・料理等） ・生活に結び付く活動（健康づくり、草花栽培、美化運動等） ・教養・趣味講座（講演会、読書、俳句、音楽等） ・住民ふれあい活動（敬老会、ふれあい広場、文化祭等） 		
校下名	主な実施内容		実施回数	参加人数
19	倉垣	・防犯活動の集い懇話会 ・ウォークラリー ・ふるさと探訪～初秋の五箇山～ ・第38回文化祭 ・地域健康づくり展 ・防災研修会 ・福祉講演会	7回	604人
20	草島	・カラーサンド教室 ・美術展 ・お正月花アレンジメント教室	3回	215人
21	五福	・野菜づくり教室 ・春の防犯パトロール ・高齢者交通安全教室 ・五福ふるさとだより23号発行 ・校下球技大会 ・地域の方々から学ぶ教室 ・ジュニアリーダー研修会 ・住民運動会 ・歩こう会 ・地域の方々から学ぶ ・ふるさとふれあいバス教室 ・ふるさとふれあい交通安全教室 ・昔のくらしと道具の知恵	8回	350人
22	桜谷	・世代間交流もち米作り ・花・はな いっぱい運動 ・健康ウォーキング&美術鑑賞 ・健康フェスティバル ・ふれあいバス教室 ・文化展 ・三世代スポーツフェスタ ・美化運動 ・いけ花教室	9回	462人
23	神明	・ふるさとクリーン作戦 ・歩こう会 ・文化祭 ・小学生レクリエーション大会 ・みそづくり教室	5回	371人
24	堀川	・ゴキブリ退治団子作り ・ふるさといたちがわウォーキング ・3世代交流料理教室 ・交通安全輪投げ大会 ・いずみ子ども会 出前講座 ・フラポット教室 ・第37回ふるさとづくり文化展・健康展 ・ひな祭りコンサート	8回	864人
25	堀川南	・レールライド&ウォーキング ・健康フェスティバル ・うるおい探訪 ・文化展 ・ウィークエンドコンサート	5回	664人
26	蛭川	・さつまいも作り体験教室 ・蛭川住民ウォーキング ・自然と歴史探訪 ・ふれあい伝承活動 ・蛭川ふれあい文化祭 ・そば打ち教室	7回	924人
27	太田	・歩こう会 ・ふるさと社会見学会 ・七夕飾り ・ふれあいグランドゴルフ ・フラワーアレンジメント教室 ・干支土人形絵付け ・おもしろ健口ライブ ・文化祭 ・ウィークエンドコンサート ・ボウリング大会 ・健康講座	11回	648人
28	熊野	・熊野探訪ウォーク ・ガラス制作体験 ・福祉講演会 ・熊野校下三世代交流 ・地域合同防災訓練 ・熊野まつり ・親子スポーツ体験会 ・ウィークエンドコンサート ・はたちの集い ・みそづくり教室	9回	883人
29	月岡	・壇ノ山ふれあいイベント ・ふれあい健康ウォーク ・バスハイキング ・ふるさと富山美化大作戦 ・文化展&健康展 ・成人式	6回	1,989人
30	新保	・交通安全キャンペーン ・花いっぱい運動 ・新保ルロード ・福寿のつどい ・ヨガ体験教室 ・かがやき教室	13回	2,432人
31	光陽	・みんなでさかそう！ えがおの花 ・えごまについて知ろう ・第21回光陽まつり ・食品サンプルでパフェ作り ・見学バス教室 ・第21回文化展・健康展・防災教室 ・出前講座Inbody測定会 ・クリスマスコンサート ・講演会 ・一閑張りの小物入れ	10回	1,246人
32	岩瀬	・歩こう会 ・健康づくり展 ・公民館クリーン大作戦 ・親子パン作り教室 ・楽しく体を動かそう	5回	131人
33	大広田	・山野草の会 ・ふるさとだより発行 ・三世代交流パークゴルフ大会 ・スポーツ教室 ・もったいない市 ・まちなかウォーク ・バス教室 ・ふるさとまつり ・音楽祭	10回	1,543人
34	浜黒崎	・広報「いそみち」発行 ・草花植栽 ・絵手紙教室 ・健康ウォーキング教室 ・手作りダンボール船大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・健康講座 ・かぶら寿司を作ろう	10回	642人
35	萩浦	・みそづくり教室 ・敬老会 ・寄せ植え教室 ・花の広場づくり ・三世代ふれあい活動 ・健康展 ・フラワーアレンジメント講座	7回	1,274人
36	針原	・公民館長会議 ・針原探訪 ・環境美化活動 ・針原地区文化展 ・針原地区ふれあいまつり	5回	16人

令和4年度 地域づくりふれあい総合事業

事業名		地域づくりふれあい総合事業		
実施要項		<p>地区ふるさとづくり推進協議会が地区住民の連帯感を深め、学びと参加で豊かなふるさとづくりの実現を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土に根ざした伝統の継承発展（郷土芸能・料理等） ・生活に結び付く活動（健康づくり、草花栽培、美化運動等） ・教養・趣味講座（講演会、読書、俳句、音楽等） ・住民ふれあい活動（敬老会、ふれあい広場、文化祭等） 	
校下名		主な実施内容	実施回数	参加人数
37	豊田	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォークラリー、子ども縁日、ステージ鑑賞 ・ふるさと美化大作戦 ・歩こう会 ・クリーン作戦 ・文化まつり ・公共施設奉仕活動 	6回	3,012人
38	奥田	<ul style="list-style-type: none"> ・歩こう会 ・輪踊りのつどい ・ふるさとまつりのタベ ・三世代ふれあいクッキング ・公民館まつり ・健康づくり展 ・秋の歩こう会 	7回	900人
39	奥田北	<ul style="list-style-type: none"> ・ティーボール大会 ・地域めぐり歩こう会 ・抽選会 ・コンサート ・健康づくり展 ・ふれあい探訪バスツアー ・ふれあい卓球大会 ・奥田北スタンプラリー2022 ・公民館環境美化 ・はっちの集い ・パードウォッチング 	11回	2,370人
40	呉羽	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕飾り ・バスツアー ・敬老の集い ・講演会 ・くれば楽々クラシック ・文化祭 ・土人形絵付け体験 ・朝乃山応援寄せ書き ・みつろうキャンドル作り 	10回	953人
41	古沢	<ul style="list-style-type: none"> ・菊苗無料配布 ・ふれあいウォーキング ・ニュースポーツ体験会 ・敬老会 ・古沢用水見学会 ・健康展 ・作品展 ・寄せ植え教室 	8回	420人
42	老田	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館文化視察 ・長寿者をたたえる会 ・老田地区花火大会 ・老田地区歴史探訪ウォーキング ・健康づくり展 	5回	1,323人
43	寒江	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館だより発行 ・公民館バス教室 ・趣味の作品展 ・元旦マラソン大会 	4回	342人
44	長岡	<ul style="list-style-type: none"> ・鯉のぼり掲揚 ・園芸教室 ・住民文化展 ・菊花展 ・三世代交流縄文冬まつり 	5回	1,097人
45	池多	<ul style="list-style-type: none"> ・地区非行防止対策活動 ・地域環境美化運動 ・親子オリエンテーリング ・住民大運動会 ・歩こう会 ・健康づくり展 ・作品展 ・伝承の集い ・呉羽丘陵野鳥観察会 	9回	629人
46	水橋中部	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館利用者懇談会 ・健康ウォーク ・七夕まつり ・夏まつり ・健康フェスティバル ・ウィークエンド・コンサート ・リフレッシュバスツアー ・公民館年末大掃除 	9回	725人
47	水橋西部	<ul style="list-style-type: none"> ・校下だより ・花と緑のふるさとづくり ・納涼祭 ・令和大人の学校 ・文化展 ・健康展 	6回	868人
48	水橋東部	<ul style="list-style-type: none"> ・水橋東部だより発行 ・花の花壇づくり ・春の歩こう会 ・ふるさとふれあい広場 ・三世代ふれあいクッキングセミナー ・ウィークエンド・コンサート2022 ・住民運動会 ・文化祭 ・秋の花壇づくり ・冬のスポーツフェスティバル 	6回	443人
49	三郷	<ul style="list-style-type: none"> ・三郷だより発行 ・緑化推進事業 ・みそ作り教室 ・三郷ウォーキング ・三郷ふるさとまつり ・かぶら寿司作り教室 ・施設見学会 ・クリスマスコンサート 	8回	339人
50	上条	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇整備 ・畑の学校 ・ふれあい大抽選会 ・和紙提灯絵付け ・世代間交流 ・文化展 ・イルミネーションの点灯式 ・寒もちづくり ・クリーン作戦 	10回	599人
		富山地域 計	397回	48,320人
		平均	7.9回	966.4人

令和4年度 地域づくりふれあい総合事業

事業名		地域づくりふれあい総合事業		
実施要項		地区ふるさとづくり推進協議会が地区住民の連帯感を深め、学びと参加で豊かなふるさとづくりの実現を図る。	・郷土に根ざした伝統の継承発展（郷土芸能・料理等） ・生活に結び付く活動（健康づくり、草花栽培、美化運動等） ・教養・趣味講座（講演会、読書、俳句、音楽等） ・住民ふれあい活動（敬老会、ふれあい広場、文化祭等）	
校下名		主な実施内容	実施回数	参加人数
1	大沢野	・広報発行 ・ふるさとウォーキング ・ふるさとカローリング大会 ・社会見学バスツアー ・風のまち生涯学習フェスティバル ・ふるさとベタンク大会	7回	338人
2	大久保	・ふれあい作品展 ・大久保ふるさとウォーク ・大久保ふれあいまつり ・健康フェスティバル 大久保地区綱引き大会 ・大久保地区ソフトバレーボール大会 ・大久保地区卓球大会	7回	1,651人
3	船峯	・自治館交流ウォークラリー ・船峯ふれあい花壇づくり ・シニアパークゴルフ大会 ・館報発刊 ・自治館交流ニューススポーツ大会 ・ふなくら祭り ・自治館交流ビーチボール大会	8回	632人
4	小羽	・いわたつかみ大会 ・夏まつり&健康展 ・住民運動会 ・パークゴルフとBBQ	5回	195人
5	下タ北部	・歩こう会 ・納涼祭 ・お楽しみ会 ・住民運動会 ・収穫感謝祭&敬老会 ・まゆ玉作り ・クリスマス会 ・左義長	8回	233人
6	下タ南部	・運動会&レクリエーション ・ふるさと歴史講座 ・ふれあいニューススポーツ ・三世代ふれあい交流&敬老会	4回	130人
7	細入北部	・細入北部地区ふるさとづくり広報発行 ・パークゴルフ大会 ・雅楽教室 ・有峰森林文化村日帰り語り部講 ・細入まつり	5回	459人
8	細入南部	・パークゴルフ大会 ・カローリング大会 ・猪谷関所管ふれあい祭り ・ニューススポーツ ・ますのすし講座 ・しめ飾り教室 ・細入ビーチボール大会	7回	393人
		大沢野・細入地域 計	51回	4,031人
		平均	6.4回	503.9人
1	上滝	・健康体操教室 ・異世代交流活動 ・健康体操教室 ・異世代交流活動 ・公民館緑化推進活動 ・健康体操教室 ・講座 ・クラフトブローチ作り ・コサージュ作りに挑戦 ・園芸講座 ・作品展 ・かぶら寿司体験会 ・IT講習会	43回	946人
2	大庄	・大庄小学校グラウンド整理 ・花苗植と美化清掃 ・井波・砺波社会見学会 ・球根、花苗植えと美化清掃 ・秋色コンサート ・文化祭 ・ふれあいウォーキング	8回	294人
3	小見	・健康教室 ・カターレ富山試合観戦 ・大運動会 ・文化祭	21回	850人
4	福沢	・パークゴルフ大会 福沢ウォーク ・緑化美化活動 ・公民館ボランティア活動 ・ニューススポーツ体験会 ・ふくさわ祭り ・緑化美化活動 ・ボウリング大会	9回	371人
5	文珠寺	・ゴミ拾い活動 ・花壇整備 ・花苗定植 ・写真会 ・ふれあいウォーキング ・文珠寺公民館作品展 ・敬老のつどい ・ウィークエンドコンサート	11回	260人
6	牧	・美化奉仕活動、花壇づくり ・花壇の除草、周辺の草刈り ・ふれあい敬老会 ・作品展 ・映画上映会 ・新年のつどい ・室内レクリエーション	8回	205人
		大山地域 計	100回	2,926人
		平均	12.5回	365.8人

令和4年度 地域づくりふれあい総合事業

事業名		地域づくりふれあい総合事業		
実施要項		地区ふるさとづくり推進協議会が地区住民の連帯感を深め、学びと参加で豊かなふるさとづくりの実現を図る。	・郷土に根ざした伝統の継承発展（郷土芸能・料理等） ・生活に結び付く活動（健康づくり、草花栽培、美化運動等） ・教養・趣味講座（講演会、読書、俳句、音楽等） ・住民ふれあい活動（敬老会、ふれあい広場、文化祭等）	
校下名		主な実施内容	実施回数	参加人数
1	八尾	・健康づくりウォーキング ・バスハイク	2回	112人
2	保内	・視察研修 ・見学andウォークラリー ・保内パークゴルフ大会 ・保内ゲートボール大会 ・保内スポーツフェスタ ・保内チャレンジフェスタ ・スポーツ体験会	7回	385人
3	杉原	・パークゴルフ大会 ・秋季ソフトボール大会 ・世代交流会バスツアー ・ラジオ体操 ・地区文化祭	5回	753人
4	卯花	・パークゴルフ大会 ・うのはな文化祭 ・ウィークエンドコンサート ・2022うのはなび	5回	595人
5	室牧	・パークゴルフ大会 ・敬老会 ・健康づくり展 ・ボーリング大会 ・認知症予防落語会	6回	237人
6	黒瀬谷	・ビーチボール大会 ・黒瀬谷地区ラジオ体操 ・パークゴルフ大会 ・レクリエーション大会 ・きらりフェス	5回	201人
7	野積	・花の街道作り ・のずみ野文化交流会 ・テーブルテニスフェス	3回	247人
8	仁歩	・社会見学 ・敬老会 ・みんなで花火をしよう ・グラウンドゴルフ大会とゲートボール大会 ・クリスマスケーキ作り ・事業の写真集配布	6回	205人
9	大長谷	・異世代交流活動 ・敬老会 ・健康展	4回	103人
		八尾地域 計	43回	2,838人
		平均	4.8回	315.3人

令和4年度 地域づくりふれあい総合事業

事業名		地域づくりふれあい総合事業		
実施要項	地区ふるさとづくり推進協議会が地区住民の連帯感を深め、学びと参加で豊かなふるさとづくりの実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土に根ざした伝統の継承発展（郷土芸能・料理等） ・生活に結び付く活動（健康づくり、草花栽培、美化運動等） ・教養・趣味講座（講演会、読書、俳句、音楽等） ・住民ふれあい活動（敬老会、ふれあい広場、文化祭等） 		
校下名	主な実施内容		実施回数	参加人数
1	速星	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs in速星 ・第42回文化祭 ・地区対抗ソフトボール大会 ・健康ウォーキングと社会見学 	5回	1,567人
2	鵜坂	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自然体験 ・子ども自然ふれあい体験鮎の放流 ・子ども自然ふれあい体験稲刈り ・世代間交流ふれあい事業城端・高岡探訪 ・鵜坂地区文化芸能祭 	5回	762人
3	朝日	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいウォーキング ・ふれあい文化祭、健康づくり展 	2回	285人
4	宮川	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会 ・文化祭 	2回	598人
5	婦中熊野	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会 ・ふれあい祭り ・ますの寿し作り体験 ・秋の寄せ植え教室 ・文化祭 ・左義長 	8回	502人
6	古里	<ul style="list-style-type: none"> ・田植え体験学習 ・あゆの放流体験 ・歩こう会2022 ・稲刈り体験学習 ・文化祭 ・餅つき体験 	6回	512人
7	音川	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 ・音川夏まつり ・教育講演会 	3回	580人
8	神保	<ul style="list-style-type: none"> ・神保ふれあいウォーキング ・音楽花火2022 in JINBO ・文化講演会 ・神保冬の文化祭 ・神保校下モルック大会 	5回	1,900人
9	山田	<ul style="list-style-type: none"> ・親子ふれあい活動 ・住民スポーツ大会 ・山田地域文化祭 ・チャレンジスキー教室 	3回	238人
		婦中・山田地域 計	39回	6,944人
		平均	4.3回	771.6人
		全地域 合計	630回	65,059人
		全地域 平均	7.5回	774.5人

富山市ふるさと活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市ふるさと活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地域づくりの振興を図るため、地区ふるさとづくり推進協議会（以下「協議会」という。）又は複数の協議会が合同で行う地域活性化事業に対し、予算の範囲内において、補助するものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の内容は、協議会が地域住民の連帯意識の高揚を図り、豊かで魅力ある、ふるさとづくりの実現を図るために行う事業で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 地域の活性化に資する文化的な事業(郷土史の編纂、地域資源マップなど)
- (2) 地域の活性化に資する教育的な事業(安全マップ作成など)
- (3) 地域の記念事業
- (4) 地域の課題に取り組む事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象経費等は、次のとおりとする。

- (1) 対象経費 報償費、印刷製本費、通信運搬費、借上料、消耗品費、委託料（データ作成・加工等地区住民によって実施することが困難な業務）、使用料（地域の活性化に資する社会教育に関する施設等の観覧料）及び地域の文化財等を活用した地区住民の交流事業に要する経費（文化財等（大規模建造物（寺社・仏閣等）、美術工芸品及び書物を除く。）の修繕等に要する経費を含む。）で市長が必要と認めるものに限る。
- (2) 補助率 対象経費の1/2以内とする。ただし、次のア、イのいずれかの要件を満たす事業（重点化分）は、対象経費の2/3以内とする。
 - ア. 計画から実施に至るまで、子ども（小・中学生、幼稚園・保育所園児）が参加するもの。
 - イ. 2地区以上での共同実施をするもの。
- (3) 限度額 限度額は500,000円とする。なお、前号の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (4) 申請間隔 本要綱により補助金の交付を受けた協議会は、当該補助金が交付された日の属する年度の初日から起算して5年を経過しなければ再度交付申請することができない。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 協議会委員名簿(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市ふるさと活性化事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第7条 規則第11条第1項の規定により事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市ふるさと活性化事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第9条 規則第13条に規定する通知は、富山市ふるさと活性化事業補助金額確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

令和4年度ふるさと活性化事業一覧

No.	代表団体名	事業名称	事業区分	重点化分の実施形態	事業の概要
1	神保地区ふるさとづくり推進協議会	神保誕生80周年記念「未来へつなぐ」プロジェクト	通常		神保誕生80周年記念事業であり、テーマを「未来へつなぐ」とし、子供たちの夢や誕生から80年を迎える神保の今の魅力を未来に伝えようとするもの。
2	長岡地区ふるさとづくり推進協議会	ふるさと発見！！	通常		ふるさと長岡の魅力を再認識することで、ふるさとを愛する心をさらに高揚する機運を醸成する。
3	船峯地区ふるさとづくり推進協議会	子ども探検隊、地域貢献と船峯の史跡を学ぶ	重点化分	子ども参画型	寺家公園にて、花見の時期に子どもお点前でふるさとの魅力発信に貢献し、寺家にまつわる歴史を座学と現地探索で学ぶ。
4	呉羽校区ふるさとづくり推進協議会	①呉羽の歴史を「学ぶ・考える・楽しむ」会 ②暮らそう！音があふれる豊かな呉羽で	通常		高齢化が進む地域の中で、子どもから高齢者の年齢の垣根を越えて、気楽に参加できる楽しみの場を作り、呉羽地区の活性化を図る。 この地域の持っている文化遺跡や、地域にある公的な文化施設を有効に活用し、地域の持つ文化力を高め、いきいきとした地域づくりに貢献する。
5	四方地区ふるさとづくり推進協議会	AMAZING TOYAMAカレンダー事業	通常		四方住民より四方の風景・史跡の写真を募集し、カレンダーとして作成する。また、児童より写真にふさわしい三行詩を作成してもらい、同様にカレンダーに載せ住民に配布する。
6	熊野校下ふるさとづくり推進協議会	熊野校下辰尾団地活性化事業 わくわくタウン熊野「老いも若きも集えるイベント」	通常		老いも若きも集えるイベント（盆踊りなど）事業
7	広田校下ふるさとづくり推進協議会	広田校下文化祭&秋の収穫祭	通常		各種団体が協力し合い、校下住民の世代間交流を図り、地域の連帯感をはぐくむ。
8	新庄北ふるさとづくり推進協議会	夏休み子ども野外塾	通常		「立山青少年自然の家」の大自然の中で「来拝山登山」「火起こし」を体験する中で、自然の魅力や楽しみを発見し、子供たちの豊かな感性を引き出す。また、異学年や地域の大人との班活動による交流で、人間関係を育てる。
9	大広田校下ふるさとづくり推進協議会	大広田ふるさと祭り・大広田音楽祭	通常		ふるさと大広田で日ごろから活動されている各サークルや地元住民の方の発表の機会を提供することにより、大広田の魅力を再認識することで、ふるさとを愛する心をさらに高揚する機運を醸成する。

＜新規事業＞公民館 de つながるモデル事業

(令和5年度実施予定公民館)

富山県公民館連合会が実施する「公民館 de つながるモデル事業」とは、地域住民の交流の拠点である公民館がこれまで提供してきた集合対面型の事業とデジタルを組み合わせ、人々が多様につながる新たな公民館活動の創出を支援するものです。

【委託事業の内容】

(委託費100,000円)

- (1) 公民館職員への支援のスキルアップ
- (2) デジタルを取り入れた公民館活動への支援

公民館名	活動名	連携先
長岡	<ul style="list-style-type: none">・ 公民館職員学習会 (5月)＜SNS活用法、オンライン講座の仕方＞・ 広報誌のデジタル化 (偶数月)・ 地区のイベントをライブ中継 (通年)・ 公民館ふるさと講座 (通年)	

とやま公民館学遊ネット

<http://www2.tkc.pref.toyama.jp/kouminkan/>

とやま公民館学遊ネット



公民館をさがす

公民館名でさがす

公民館名を入力して検索ボタンを押します。

市町村名でさがす

市町村名を入力して検索ボタンを押します。
地図の上にある、市町村名をクリックしても検索できます。

公民館からの新着情報

各公民館からのお知らせ

公民館から新しく登録された情報や資料を見ることができます。

ご近所情報をチェック

あなただけのご近所情報
ご近所の住所を登録しておく
と、近くの公民館や、イベント
情報が表示されます。

The screenshot shows the search interface with a map of Toyama Prefecture divided into regions like Echigo, Nagaoka, and Toyama. Below the map are search filters for '公民館名' (Citizen Hall Name) and '市町村' (City/Town/Village). The '新着情報' (New Information) section lists recent updates from various citizen halls, including dates and titles of events or materials.

トップページ

公民館のご紹介

公民館の案内や特色を紹介しています。

公民館からの情報発信

公民館からのお知らせ

お知らせやイベントの情報を発信しています。

トピックス

講座や行事、サークル活動などの報告を発信しています。

施設の紹介

当公民館について

利用時間、利用案内、主要設備等、施設の詳細情報を見ることができます。

各公民館の紹介ページ

The screenshot shows a detailed page for a specific citizen hall. It includes a header with the hall's name, a main content area with text and images, and a sidebar with navigation links like 'イベント情報' (Event Information), '地域映像館' (Local Video Gallery), and 'リンク集' (Link Collection). The page is designed to provide comprehensive information about the hall's services and activities.

あなだけに
ふるさと情報を
お届けします!

公民館のイベント

イベントカレンダー

公民館のお知らせ、イベント予定をカレンダー形式で見ることができます。

学遊ネットからの情報発信

イベント情報

公民館周辺のイベントを表示します。

講座情報

地域の講座を紹介しています。

地域映像館

デジタル映像ライブラリーより地域の映像を紹介しています。

ふるさと散歩

公民館周辺の文化財、施設、団体・サークルを紹介しています。

公民館だより、資料

ふるさと資料

公民館だよりや、地域の資料、報告書などを掲載しています。

社会教育法（抜粋）

（昭和24年6月10日法律第207号）

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に

従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営そ

の他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

○富山市公民館条例

平成17年4月1日
富山市条例第258号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）

第24条の規定に基づき、富山市公民館（以下「公民館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用の承認)

第3条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ、富山市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、公民館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の使用を承認しないものとする。

- (1) 法第20条に規定する公民館の目的に反するとき。
- (2) 施設及び附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第5条 委員会は、第3条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第3条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、市は、その賠償の責めを負

わない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、社会教育活動その他公益のため使用する場合で、特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由によって使用できなかったとき。

(2) 使用期日の3日前までに使用許可の取り消しを申し出たとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ、委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、使用を終了したとき(第5条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。)は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(公民館運営審議会)

第13条 法第29条の規定に基づき、富山市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が委嘱する。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第14条 公民館に館長その他の職員を置く。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
富山市立総曲輪公民館	富山市大手町6番14号
富山市立愛宕公民館	富山市愛宕町一丁目5番13号
富山市立安野屋公民館	富山市安野屋町一丁目1番48号
富山市立八人町公民館	富山市八人町5番17号
富山市立五番町公民館	富山市辰巳町一丁目2番8号
富山市立柳町公民館	富山市弥生町一丁目12番22号
富山市立清水町公民館	富山市清水町八丁目1番31号
富山市立星井町公民館	富山市西中野町二丁目1番24号
富山市立西田地方公民館	富山市相生町5番17号
富山市立堀川公民館	富山市堀川小泉町一丁目18番13号
富山市立堀川南公民館	富山市本郷町243番地45

富山市立光陽公民館	富山市二口町一丁目12番地3
富山市立東部公民館	富山市石金一丁目2番13号
富山市立奥田公民館	富山市奥田新町3番1号
富山市立奥田北公民館	富山市下新北町2番11号
富山市立桜谷公民館	富山市田刈屋279番地
富山市立五福公民館	富山市五福4431番地1
富山市立神明公民館	富山市高田88番地9
富山市立岩瀬公民館	富山市岩瀬御蔵町1番地
富山市立萩浦公民館	富山市高島町二丁目11番36号
富山市立大広田公民館	富山市東富山寿町二丁目1番14号
富山市立浜黒崎公民館	富山市浜黒崎3295番地12
富山市立針原公民館	富山市針原中町901番地2
富山市立豊田公民館	富山市豊田本町一丁目2番5号
富山市立広田公民館	富山市新屋1番地3
富山市立新庄公民館	富山市新庄町一丁目3番16号
富山市立新庄北公民館	富山市新庄本町二丁目4番11号
富山市立藤ノ木公民館	富山市藤木1246番地
富山市立山室公民館	富山市中市二丁目8番76号
富山市立山室中部公民館	富山市山室荒屋84番地
富山市立太田公民館	富山市太田351番地2
富山市立蜷川公民館	富山市赤田50番地
富山市立新保公民館	富山市新保306番地1
富山市立熊野公民館	富山市悪王寺128番地
富山市立月岡公民館	富山市上千俵町509番地
富山市立四方公民館	富山市四方142番地1
富山市立八幡公民館	富山市八町東262番地
富山市立草島公民館	富山市草島143番地89
富山市立倉垣公民館	富山市布目3967番地

富山市立呉羽公民館	富山市呉羽町 2 9 2 0 番地
富山市立長岡公民館	富山市長岡 9 5 2 2 番地 3
富山市立寒江公民館	富山市本郷中部 2 6 3 番地
富山市立古沢公民館	富山市古沢 4 9 8 番地
富山市立老田公民館	富山市中老田 2 1 6 番地 2
富山市立池多公民館	富山市西押川 1 3 8 0 番地 1
富山市立水橋中部公民館	富山市水橋館町 3 1 2 番地 1
富山市立水橋西部公民館	富山市水橋辻ヶ堂 1 2 9 番地 1
富山市立水橋東部公民館	富山市水橋小池 1 4 6 番地 1
富山市立三郷公民館	富山市水橋小路 3 4 番地
富山市立上条公民館	富山市水橋石割 7 3 番地 1
富山市立大沢野公民館	富山市高内 3 6 5 番地
富山市立大久保公民館	富山市下大久保 1 7 7 6 番地 1
富山市立船嶺公民館	富山市坂本 4 8 2 番地
富山市立小羽公民館	富山市小羽 3 6 1 番地
富山市立下夕北部公民館	富山市布尻 9 9 1 番地
富山市立下夕南部公民館	富山市舟渡 6 6 番地
富山市立上滝公民館	富山市上滝 5 6 7 番地
富山市立大庄公民館	富山市田畠 9 7 番地 1
富山市立小見公民館	富山市小見 2 5 5 番地 1 3
富山市立福沢公民館	富山市東福沢 3 5 5 0 番地
富山市立文珠寺公民館	富山市文珠寺 1 3 0 0 番地 4
富山市立牧公民館	富山市牧 8 1 4 番地
富山市立八尾公民館	富山市八尾町東町 2 1 0 8 番地 1 0
富山市立保内公民館	富山市八尾町新田 1 0 1 番地
富山市立杉原公民館	富山市八尾町大杉 1 2 番地
富山市立卯花公民館	富山市八尾町下笹原 4 2 番地 1
富山市立室牧公民館	富山市八尾町中 2 4 2 番地

富山市立黒瀬谷公民館	富山市八尾町櫛尾 1 6 2 番地
富山市立野積公民館	富山市八尾町水口 2 4 2 番地
富山市立仁歩公民館	富山市八尾町三ツ松 1 4 番地 1
富山市立大長谷公民館	富山市八尾町内名 8 8 番地
富山市立速星公民館	富山市婦中町砂子田 1 番地 1
富山市立鶴坂公民館	富山市婦中町上田島 1 8 番地 1
富山市立宮川公民館	富山市婦中町広田 4 1 7 8 番地
富山市立婦中熊野公民館	富山市婦中町堀 6 5 7 番地
富山市立朝日公民館	富山市婦中町下条 2 8 1 番地
富山市立古里公民館	富山市婦中町羽根 6 番地
富山市立音川公民館	富山市婦中町外輪野 6 3 2 4 番地 1
富山市立神保公民館	富山市婦中町上吉川 4 0 3 番地 1
富山市立速星公民館笹倉分館	富山市婦中町笹倉 4 3 3 番地
富山市立山田公民館	富山市山田湯 8 8 0 番地
富山市立細入公民館	富山市楡原 1 1 2 8 番地
富山市立細入南部公民館	富山市猪谷 8 5 1 番地 1
富山市立細入公民館北部分館	富山市楡原 1 3 3 3 番地 1

別表第2（第6条関係）

種別		使用時間区分による金額（円）					
		9時～1 2時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～1 7時	13時～ 22時	9時～2 2時
会議室、和室及びホール（富山市立水橋中部公民館のホールを除く。）	50平方メートル以下のもの	440	580	730	1,020	1,310	1,750
	50平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	550	740	920	1,290	1,660	2,210
	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	880	1,180	1,470	2,060	2,650	3,530
	200平方メートルを超えるもの	1,320	1,760	2,200	3,080	3,960	5,280
富山市立水橋中部公民館のホール	1,980	2,640	3,300	4,620	5,940	7,920	
実習室	770	910	1,060	1,350	1,640	2,080	
グラウンド	3,300	4,400	5,500	7,700	9,900	13,200	

備考

- 1 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 冷房又は暖房期間中に施設（冷房又は暖房設備を有する施設に限る。）を使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額）の20パーセントに相当する額を加算する。

○富山市公民館条例施行規則

平成17年4月1日

富山市教育委員会規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市公民館条例（平成17年富山市条例第258号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、富山市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用承認の申請)

第4条 条例第3条第1項の規定により、公民館の使用承認を受けようとする者は、富山市立公民館使用承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の属する月前1月の初日から当該使用日の5日前までの間に提出しなければならない。ただし、委員会が相当の理由があり、かつ、公民館の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第5条 委員会は公民館の使用を承認したときは、富山市立公民館使用承認書（様式第2号）を交付する。

2 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用承認書を携帯し、公民館の職員の要求があったときは、提示しなければならない。

(使用承認事項の変更)

第6条 使用者が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第7条 条例第5条第1項の規定により公民館の使用の承認を取り消したときは、委員会は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(冷暖房期間)

第8条 公民館の冷房及び暖房の実施期間は、原則として次のとおりとする。

冷房 6月15日から9月30日まで

暖房 11月15日から翌年の3月31日まで

(使用者等の遵守事項)

第9条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公民館の管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第10条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(公民館運営審議会の会長)

第11条 条例第13条第1項に定める富山市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市公民館条例施行規則(昭和39年富山市教育委員会規則第2号)、八尾町公民館条例施行規則(昭和62年八尾町教育委員会規則第37号)、婦中町立公民館条例施行規則(昭和52年婦中町規則第2号)、山田村公民館条例施行規則(昭和52年山田村教育委員会規則第2号)又は細入村立公民館管理規則(昭和61年細入村教育委員会規則第1号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月28日富山市教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日富山市教委規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日富山市教委規則第6号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

富山市立公民館使用承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市教育委員会

住所又は所在地
氏名又は名称
電話（ ）

次のとおり富山市立 公民館の施設を使用したいので申請します。

使用日時	使用施設	使用予定人数（うち市外に住 所を有する者の人数）
年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		人 （ 人）
年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		人 （ 人）
年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		人 （ 人）
年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		人 （ 人）
年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		人 （ 人）
使用目的	※使用料	円
減免を受けよう とする理由		

備考 ※印欄は記入しないこと。

様式第2号（第5条関係）

富山市立公民館使用承認書

年 月 日

様

富山市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました富山市立 公民館の施設の使用については、次のとおり承認します。

使用日時	使用施設
年 月 日 () 時 分～ 時 分	
年 月 日 () 時 分～ 時 分	
年 月 日 () 時 分～ 時 分	
年 月 日 () 時 分～ 時 分	
年 月 日 () 時 分～ 時 分	
使用目的	使用料
	円
使用の条件	1 富山市公民館条例及び富山市公民館条例施行規則並びに職員の指示事項を守ること。 2 使用後の整理及び原状復帰は全て使用者が行うこと。

備考 使用の際は、この使用承認書を携帯し、職員の要求があったときは、提示すること。